

公園編

基本的考え方	2
1 出入口	3
2 駐車場	7
3 園路	12
4 階段	16
5 傾斜路	20
6 舗装材料	23
7 排水溝等	24
8 転落防止設備	26
9 休憩所	28
10 ベンチ・野外卓	30
11 水飲み・手洗場	33
12 案内板等	35
13 便所	39
14 屋根付広場	50
15 野外劇場・野外音楽堂	51
16 公園内建築物・屋内設備	53
17 公園内運動施設	54
18 券売機・電話ボックス	55
19 その他の配慮	57
20 手すり	59

基本的考え方

1 基本的考え方

公園は、区民に安らぎやレクリエーションの場などを提供する重要な公共的施設である。また、震災時には避難場所としても大きな役割を果たすなど、安全で快適な生活に欠かせないものである。

そのため、だれもが安心して快適に公園が利用できるよう、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりを目指す。

なお、公園の諸条件（位置、地形、利用形態など）により、この基準に沿った施設整備が困難な場合においても、人的介助や情報提供などの工夫を行い、公園の持つ役割が果たせるよう最大限の対応を進める。

2 公共的施設及び特定公共的施設の範囲

下記の公園等を公共的施設及び特定公共的施設とする

- (1) 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定による公園
- (2) 児童福祉法第40条に掲げる児童遊園
- (3) 世田谷区立公園、世田谷区立身近な広場、世田谷区立区民農園又は世田谷区立土と農の交流園
- (4) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則別表第4に規定する広場状空地又はアーケード、ピロティ等であって広場状のもの（著しく狭小なものを除く。）
- (5) 庭園（寺社等に附属するもの、美術館、博物館等に附属するもの又は冠婚葬祭施設等に附属するものを除く。）
- (6) 動物園及び植物園（大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。）
- (7) 遊園地

3 整備の対象範囲

公園等の新たな造成・整備及び既設の施設等を改修等する場合に、遵守基準への適合義務と整備基準への適合努力が求められる。

4 整備基準の適用除外

下記に該当する公共的施設のうち、整備基準の適合が困難であると区長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法、都市計画法その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- (2) 山地丘陵地、がけその他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- (3) 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの
- (4) 著しく狭小な敷地に設けるもの

1 出入口

【基本的考え方】

全ての人に使いやすく安全な出入口を設け、これと連続した園路との通行動線を確保する。

遵守基準	整備基準
外部の道路等と接する出入口は、次に掲げる構造とすること。地形上又は構造上、「3 園路」に接続することが困難である出入口については、遵守基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。	(1) 同左（「遵守基準」は「整備基準」と読み替え）
ア 幅は、1.2m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすることができる。	ア 幅は、1.2m以上とすること。
イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90cm以上とすること。	イ 車止めを設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に通行することができる構造とすること。
ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。	ウ 路面には、段差を設けないこと。
エ 出入口から公園内外への距離が1.5m以上の平坦な部分を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	エ 同左
オ 点状ブロック等、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2cmを標準として段差を設けること。	オ 同左
—	(2) 道路等から出入口までの通路に設ける歩行者用通路は、車路と分離すること。この場合において、当該歩行者用通路の構造については、「3 園路」の整備基準を準用する。
—	(3) 券売所及び入場口は、利用しやすい位置に設け、次に掲げる構造とすること。
—	ア 入場口のうち1以上は、幅90cm以上とすること。
—	イ 券売所から入場口までに至る経路及び入場口の通路のうち1以上について、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

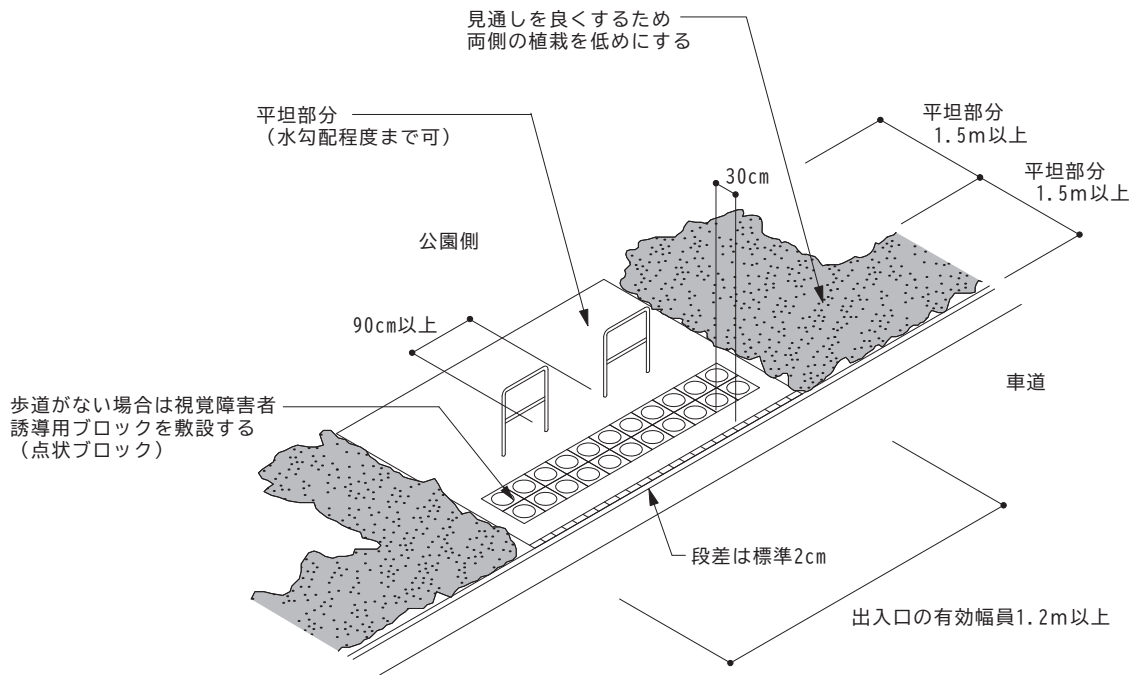
外部と接する部分の構造	<p>●車止めを設置する場合は、有効幅90cm以上の車椅子使用者が通行可能な部分（車止めの最上部まで有効幅90cm以上を確保したもの）を1以上確保する。</p> <p>→二輪車等の園内乗り入れを規制する場合においても、車止めの形状や配置等を工夫し、電動車椅子等の使用者の通行を確保する。この場合、視覚障害者の利用の支障とならないよう十分配慮する。</p> <p>→二輪車等の進入を防ぐための車止めを設置する場合は、車椅子使用者等の通行に支障のない構造とする。</p> <p>◆オートバイ等の園内乗り入れを車止めで規制する場合は、車椅子使用者、ベビーカー等の通行に支障がないよう、車止めの形式、配置などに十分配慮する。</p> <p>●二重に車止めを設置する場合は、有効幅1.2m以上の車椅子使用者が通行できるルートを1以上設ける。</p>	<p>→【図1-1】</p> <p>→【図1-2】</p>
-------------	---	-------------------------------

<p>オ 直接車道に接する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆段差がある場合は、「5 傾斜路」に定める構造の傾斜路を設ける。 ◆出入口は平坦（水勾配程度まで可）とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ●車止めを設置する場合、その前後に 1.5m の水平部分を設ける。ただし、道路の歩道等でこの水平部分が設けられる場合には、これに代えることができる。 ◆出入口が直接車道に接する場合の段差は、道路編「8 沿道敷地との段差」を参照する。 ●点状ブロック（警告用）を敷設し、また、境界部に 2 cm の段差を設ける。 ●点状ブロック（警告用）はぬれても滑りにくい仕上げとする。 ●道路から 30cm 程度離して敷設する。 ◆その他、視覚障害者誘導用ブロックの仕様は、道路編「12 視覚障害者誘導用設備」を参照する。 	<p>→【図 1-3】</p>
---------------------	---	-----------------

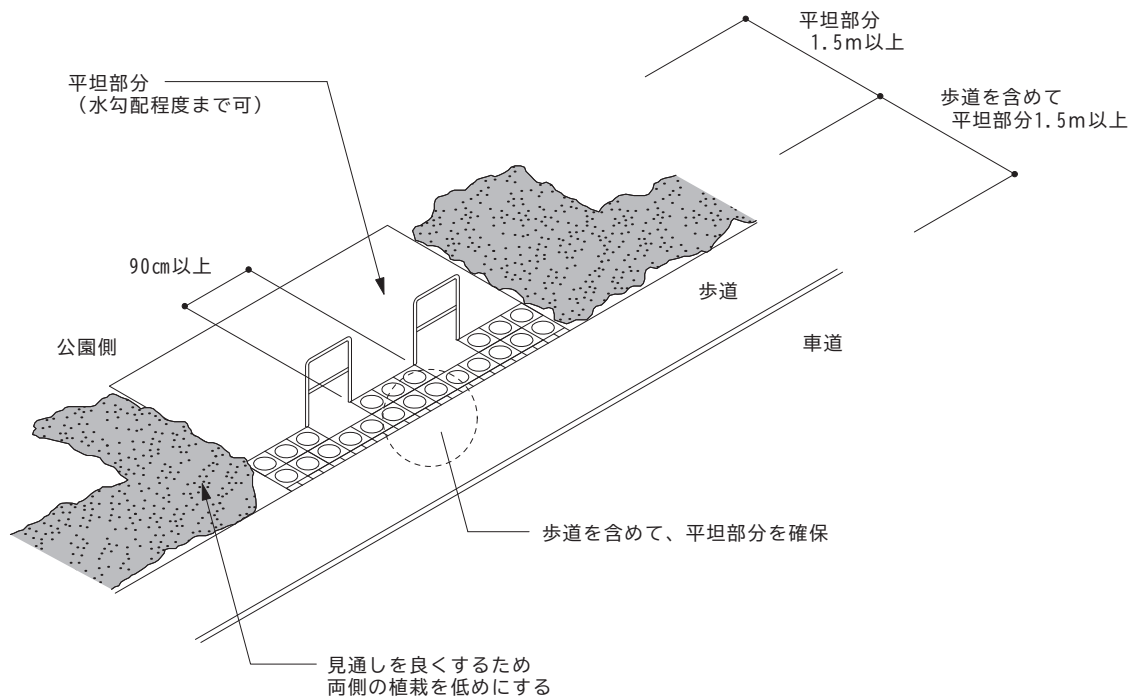
<p>■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備</p>		
<p>有効幅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎全ての出入口を整備基準に適合したものとする。ただし、整備基準に適合する園路に接続することができない場合はこの限りでない。 ◎車椅子使用者同士のすれ違いができるよう、有効幅を 1.8m 以上とする。 ◎車止めを設置する場合は、全ての車止めの間隔の有効幅を 90cm 以上とし、かつ 1.2m 以上の箇所を 1 以上設ける。 ◎車止めは、弱視者が認識できる色調（周辺との対比を考慮）とし、高さ 40cm 程度以上、太さ 10cm 程度以上とする。 ◎白杖でも車止めの存在が分かるよう、例えば、逆 U 字タイプでは高さ 20cm 程度の位置に板状の帯の部分の部分を設けた構造とする。 	
<p>段差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎公園外部の急勾配の公道や傾斜地に出入口が接続する場合、公道等の境界に接して 8%（1/12）以下のすりつけとし、公園内に 1.5m×1.5m 以上の水平面を設ける。 	
<p>車止めの形状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難場所等になっている公園で、あらかじめ車両の侵入が想定されている箇所に車止めを設置する場合は、可動式のものを設置することが望ましい。 	
<p>その他の注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☆子どもや車椅子使用者等の視野をできる限り確保し、安全に配慮する。 ☆出入口の数については、災害時の避難場所となることを考慮し、できるだけ 2 方向以上に整備基準に適合した出入口を設ける。 	

【図1-1】車止めの設置例

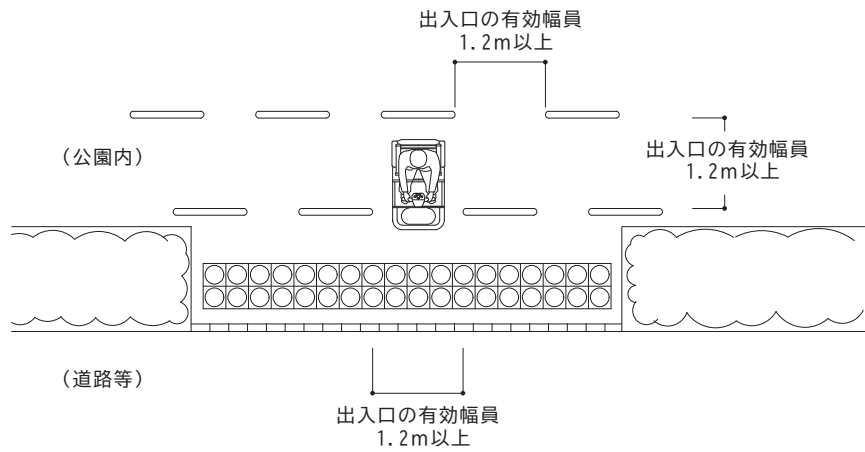
■平坦部分が敷地内で1.5m確保できる場合



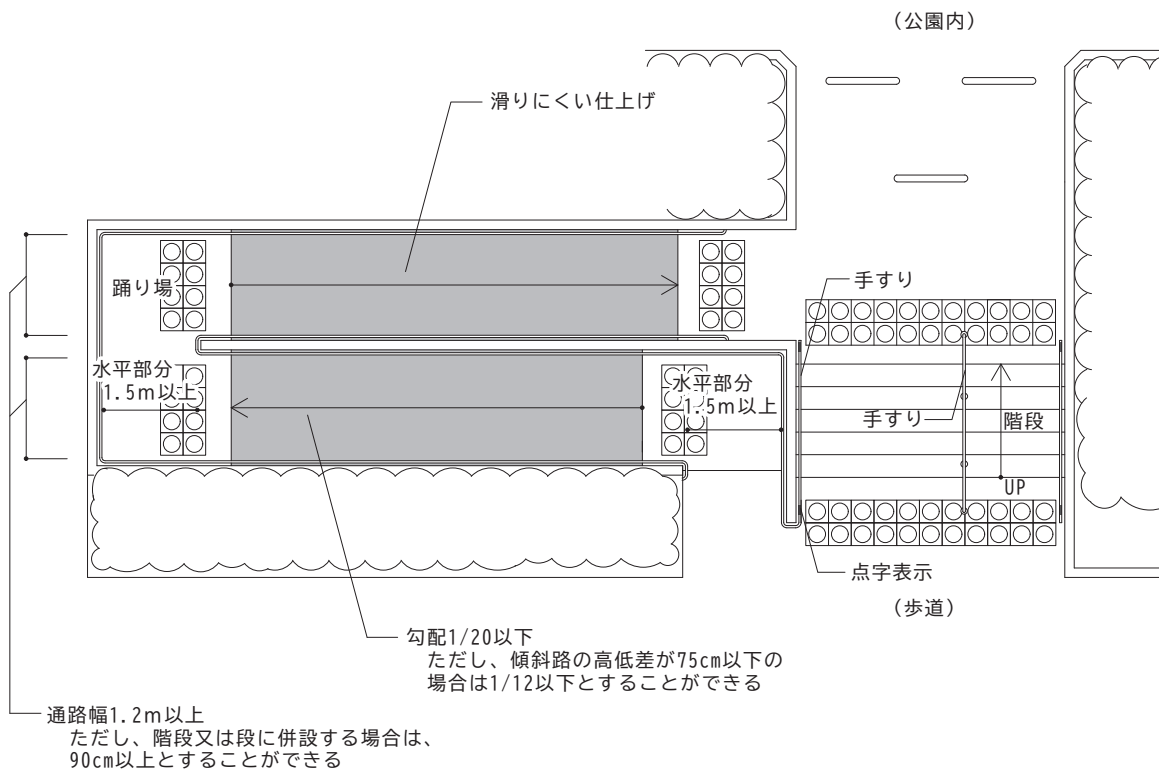
■歩道を含めて、平坦部分を1.5m確保した場合



【図1-2】 車止めを二重に設置する例



【図1-3】 傾斜路併設の例



2 駐車場

【基本的考え方】

車椅子使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、車椅子使用者用駐車施設を設けるとともに、車椅子使用者等が円滑に通行できる園路に接続させる。

遵守基準	整備基準
(1) 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車可能台数が200以下の場合には当該駐車可能台数に1/50を乗じて得た数※1以上、全駐車可能台数が200を超える場合は当該駐車可能台数に1/100を乗じて得た数※1に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。※緩和1	(1) 同左
(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ア 幅は、3.5m以上とすること。	ア 同左
イ 「3 園路」に定める要件を満たす園路に接続しやすい位置に設けること。	イ 同左
ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。	ウ 同左
—	エ 傾斜部に設けないこと。
—	(3) 駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための誘導表示をすること。
—	(4) 車椅子使用者用駐車施設から公園の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。
—	ア 幅は、1.2m以上とすること。
—	イ 路面には、段差を設けないこと。

※1 1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数

※緩和1 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

車椅子使用者用駐車施設	◆車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。基準で定めている幅は、普通車用駐車スペースに車椅子使用者が転回（180度方向転換）でき、介護者が横に付き添えるスペース（1.4m以上）を見込んだものである。	→【図2-2】
位置	●車椅子使用者が利用できる園路に近く、接続しやすい位置に設けるものとし、また、乗降の際の安全性の確保にも配慮する。 ●段差を設けない。また、歩行通路との境に段差がある場合は、「3 園路」の整備基準に準じて段差を解消する。 →歩行通路自体も園路の整備基準に準ずる。	

標示	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車スペース路面に「国際シンボルマーク」を、乗降用スペースの路面に斜線を表示し、車椅子使用者等の駐車スペースであることを示す。 ● 誘導標示は、駐車中の車両により視認を妨げられないよう、車椅子使用者にも見やすい位置及び高さに設ける。 ● 駐車場の進入口から、車椅子使用者用駐車スペースまでの誘導標示を随所に設ける。 ◆ 駐車スペースの位置を示す標識は、運転席から見やすい位置とする。 ◆ 駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるように標識を設ける。 	→【図 2-3】 →【図 2-1】 【図 2-4】
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車施設の路面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとする。 ◆ 乗降の際の危険防止のため、駐車スペースは傾斜部に設けない。 ◆ 駐車スペース後方からの車椅子等の乗降に配慮し、後方空間と駐車スペースの境界に段差や障害となる案内板を設置しない。 	

■ 望ましい整備 (駐車場) 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

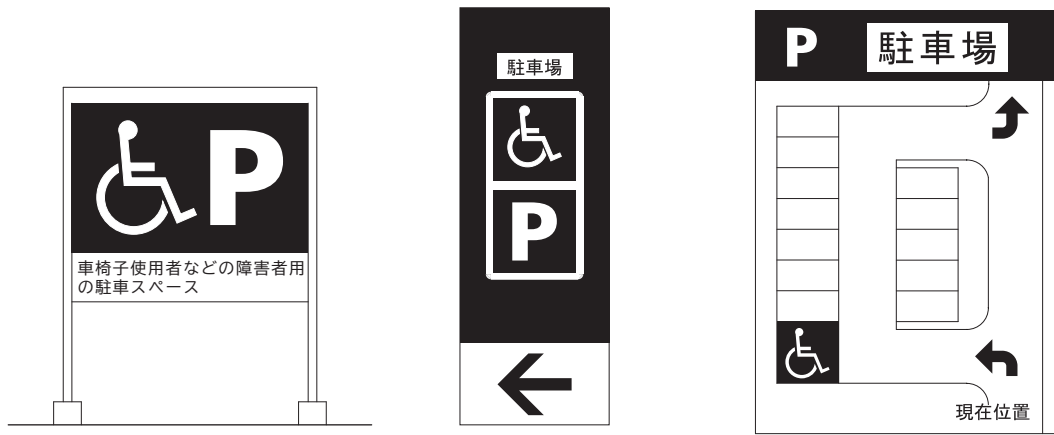
幅	<ul style="list-style-type: none"> ◎公園の規模や利用現状を踏まえ、車椅子使用者等の駐車スペースを、適切な規模で設ける。 ◎車体幅のスペースの両側に、幅 1.4m 以上の乗降用スペースを確保し、長さは 5.1m 以上とする。 ◎車椅子使用者用駐車施設のうち、1 箇所以上について、奥行き 8.0m 以上として、福祉車両など大型車両の利用に対応する。 ◎車椅子使用者用駐車施設の後部には、有効幅 1.8m 以上で段差がなく、勾配 5% 以下の通路（園路）を設ける。 	
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ◎車椅子使用者用駐車施設は 2 台以上連続して設置する。この場合乗降用スペースは、隣接する駐車スペースと共用できる。 	
標示	<ul style="list-style-type: none"> ◎路面標示と同時に、標識による位置表示を行う。 ◎車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に考慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。 ◎「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装をする。 ◎車椅子使用者の他、外見から分からない人も含めて車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人を対象とすることを明示するため、車椅子使用者用駐車施設付近の分かりやすい場所に、「国際シンボルマーク」とあわせて、「ヘルプマーク」などを記載した標識を設置する。 	
設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎雨天時の乗降に困難が生じないよう、車椅子使用者の乗降に必要なスペース及び通路は屋根を設けることが望ましい。 ◎屋根を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（2.3m 以上）に対応した必要な有効高さ（梁下高さ等）を確保する。（改修等で対応が困難な場合を除く。） 	

その他の 注意事項	<p>◎車椅子利用者駐車施設とは別に、通常の区画を活用し、車椅子利用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画を増やすため、「優先駐車区画」を整備し、利用対象者を明示した標識を設置する。</p> <p>◎精算が必要な場合、車椅子利用者や杖歩行の運転者が容易に料金を支払える設備とする。</p> <p>◎車に乗り込む前に精算を済ませることができる事前精算機を設置する。</p> <p>◎リフト付き大型バスに対応したスペースを設ける。</p> <p>☆車椅子利用者用駐車施設から公園の出入口までの通路は、車椅子使用者がすれ違うことができるよう、有効幅員を1.8m以上とする。</p> <p>☆駐車場のない庭園等においては、車で来園した車椅子利用者等用の駐車スペースを設け、場所については出入口付近のできるだけ平坦な部分とする。</p> <p>☆自動車の入出庫の容易な構造とする。</p> <p>☆照明施設を設け、かつ、見通しがきくようにする。</p> <p>☆場内の分かりやすい位置に案内板等を設ける。</p>	→【図 2-4】
--------------	--	----------

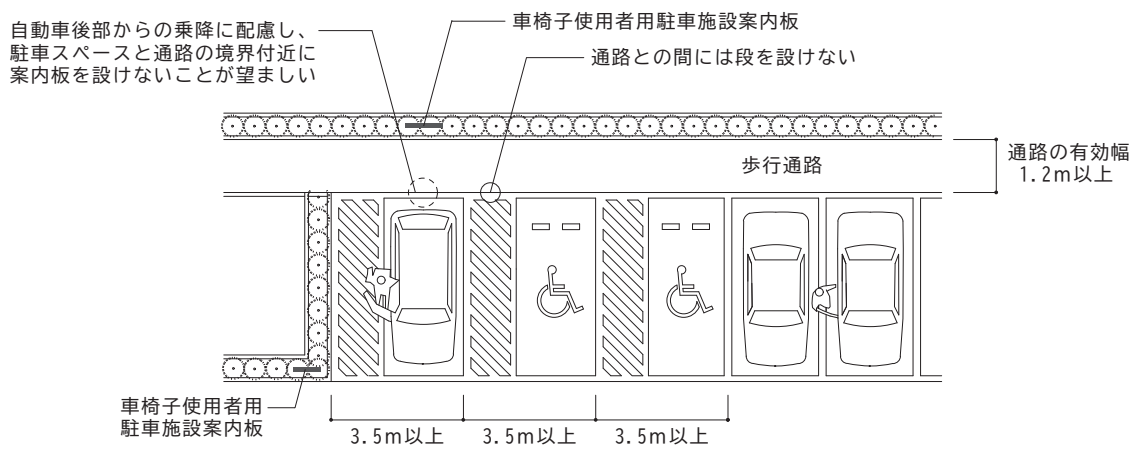
(自転車等駐輪場)

	<p>☆出入口は、車の通行帯等を考慮して安全な位置に設ける。</p> <p>☆自転車の入出庫は、入出が容易な構造とする。</p> <p>☆自転車の駐車方法は、平置式とすること。ただし、誘導員を置き、入出について介助をすることができる場合は、この限りでない。</p> <p>☆照明施設を設け、かつ、見通しがきくようにする。</p> <p>☆場内の分かりやすい位置に案内板等を設ける。</p>	
--	--	--

【図2-1】立札による表示例





【図2-2】駐車場の整備例



【図2-3】国際シンボルマーク



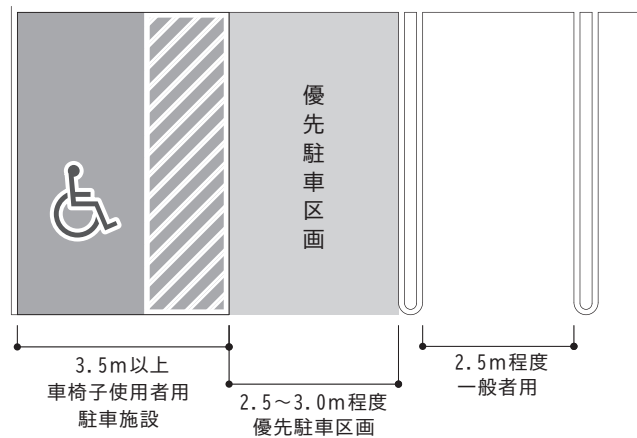
【図2-4】 駐車施設に設置する看板の記載例

	車椅子使用者用駐車施設	優先駐車区画
マーク		 <必要に応じて>
説明文	この場所は、車椅子使用者など <u>身体の不自由な方が利用する車両専用</u> です。一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>身体の不自由な方、身体内部に障害のある方</u> など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先です。

優先駐車区画

- 定義
車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供されている、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画。
- 利用対象者
地域の実状や施設の利用状況により、障害者、高齢者、妊産婦等移動に配慮が必要な者を想定。
- 設置場所
可能な限り出入口に近い場所。
- 設置台数
各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
通常の駐車区画と同等（2.5m程度）。可能であれば3.0m程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
 - ① 車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる旨を表示をする。
 - ② 車椅子使用者用駐車施設とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。
 - ③ 対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない。）

【区画の整備例】



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。



3 園路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が円滑に園内の主要な施設を利用できる園路を1以上確保すること。なお、利用者の利便を考慮し、トイレ・水飲み・ベンチ等の便益・休憩施設に接するものとする。

遵守基準	整備基準
<p>高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により1以上設けること。この園路は、「1 出入口」に定める要件を満たす出入口及び「2 駐車場」に定める要件を満たす駐車場に接続すること。また、敷地境界から当該出入口に至る経路も同様とする。</p>	<p>同左</p>
<p>ア 幅は、1.8m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び50m以内ごとに、車椅子が転回することができる場所を確保した上で、幅1.2m以上とすることができる。</p>	<p>ア 幅は、1.8m以上とすること。</p>
<p>イ 縦断勾配は、4/100以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8/100以下とすることができる。</p>	<p>イ 縦断勾配は、4/100以下とすること。ただし、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p>
<p>ウ 3/100以上4/100以下の縦断勾配が50m以上続く場合は、途中に1.5m以上の平坦な部分を設けること。</p>	<p>ウ 同左</p>
<p>エ 路面には、段差を設けないこと。ただし、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p>エ 路面には、段差を設けないこと。</p>
<p>オ 縁石、街きよ等により段差を生じる場合は、5/100以下(構造上等やむを得ない場合は、8/100以下)の勾配ですり付けること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2cm以下とすること。</p>	<p>オ 同左</p>
<p>カ 横断勾配は、1/100以下とすること。ただし、排水等に影響を与える等特別な理由がある場合は、2/100以下とすることができる。</p>	<p>カ 同左</p>
<p>キ 園路に附帯する観覧場所、休憩場所等には、車椅子が安定して停止することができる平坦な部分を適宜設けること。</p>	<p>キ 同左</p>
<p>ク 視覚障害者誘導用設備を園路の要所に設けること。</p>	<p>ク 出入口、便所等に接続する園路の部分には、視覚障害者誘導用設備を設けること。</p>

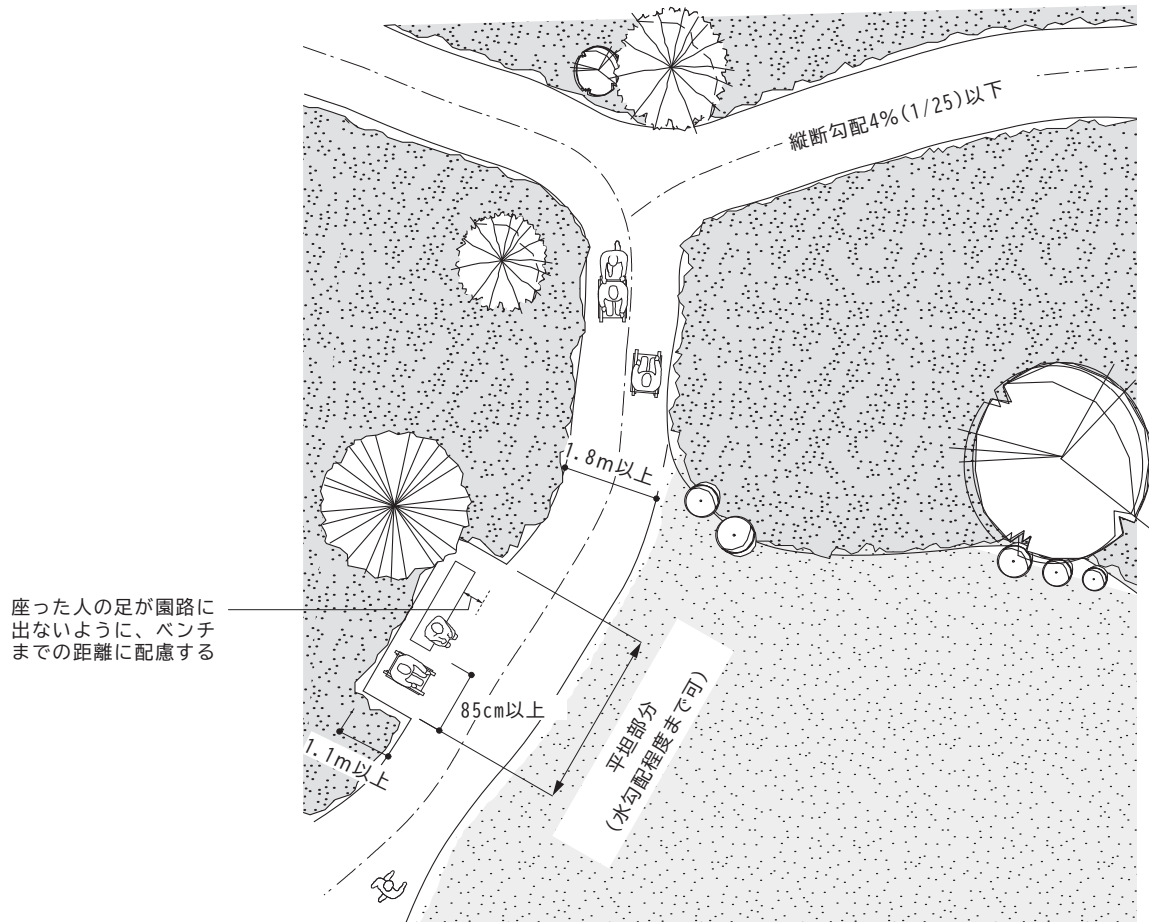
■基準の解説

凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

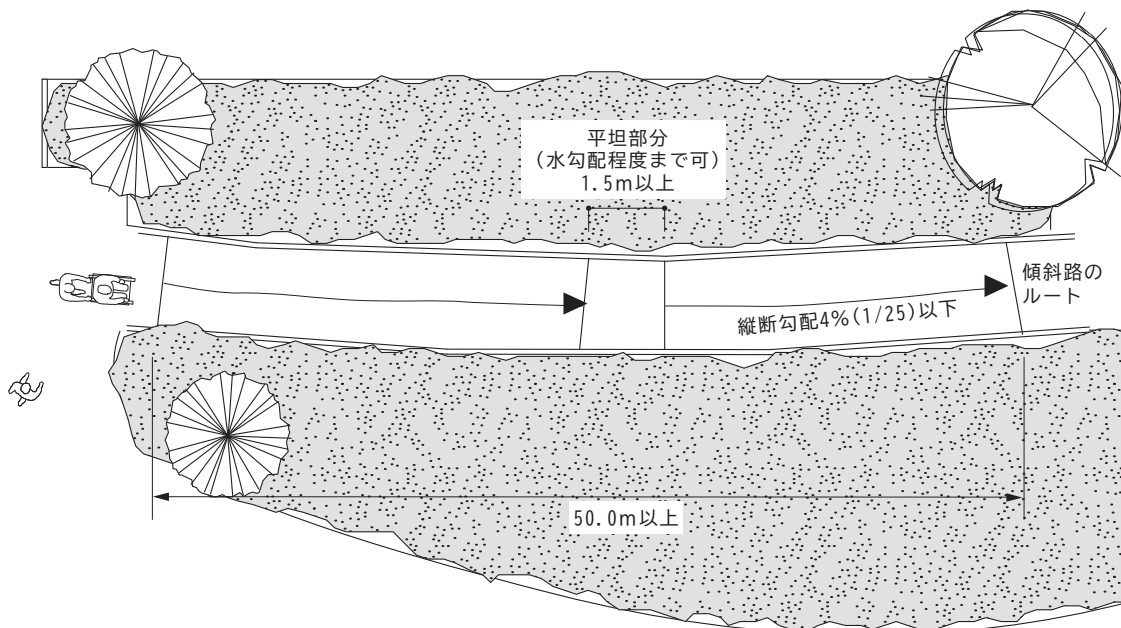
ア 有効幅	<p>●車椅子使用者同士が円滑にすれ違うためには、1.8m以上の有効幅が必要である。 →車椅子使用者と人がすれ違うためには、最低 1.2mの有効幅が必要である。</p> <p>●車椅子使用者同士が円滑にすれ違うよう、車椅子使用者が回転できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。</p> <p>●砂利敷き等の園路を部分的に改修して車椅子使用者等が円滑に通行できる部分を設ける場合には、通行帯の有効幅も 1.8m以上とする。</p>	→【図 3-1】
イ 勾配	<p>●縦断勾配が、やむを得ず 4%を超える場合には、高低差 75cm ごとに、長さ 1.5m以上の水平部分を設ける。</p> <p>◆平坦部分は水勾配程度まで可とする。</p> <p>◆縁石、街きよ等により段差を生じる場所では、5% (1/20) 以下の勾配ですり付ける。</p>	<p>→【図 3-2】</p> <p>→【図 3-1】</p> <p>【図 3-2】</p>
段差の切り下げ	<p>●切り下げ部分の有効幅は 1.2m以上とする。</p>	
エ 段差	<p>●車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。</p>	
キ 観覧場所及び休憩場所	<p>●観覧場所とは、園路に隣接する施設などを観賞や観覧するためのスペース（植物等（花壇等）の観賞や運動施設等（野球場等）の観覧）をいう。</p> <p>◆観覧場所は、建築物（集合住宅以外）「18 観覧席・客席」を参照する。</p>	
路面	<p>●玉砂利敷きなど、車椅子やベビーカー等で通行しにくい舗装の場合には、これらが円滑に通行できるよう、他の材料で舗装した部分を設ける。</p>	
ク 視覚障害者誘導用ブロック	<p>●視覚障害者誘導用ブロック等は、周囲の路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。</p> <p>◆視覚障害者誘導用ブロックを設ける園路の要所とは、出入口、便所等が複数ある場合のそれぞれ主なものという。</p>	
その他の注意事項	<p>●水たまりやぬかるみが生じないよう排水について十分配慮する。</p> <p>●路面から高さ 2.5mまでの空間には障害物がない状態とする。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、衝突防止用の柵等の設置などの措置を講じる。</p> <p>◆曲がり角、園路と園路の接続部などは、車椅子使用者等が走行、回転がしやすいような形状とする。</p>	

路面	<p>◎全ての園路を整備基準に適合させる。</p> <p>◎表面が平滑でない石舗装や玉砂利敷き等の場合で、かつ、通路幅が広い場合は、園路の一部に、幅員 1.8m以上の平坦で固くしまっていて滑りにくい部分を設ける。</p> <p>◎曲がり角は隅切り又は曲線とする。</p> <p>◎コンクリート舗装と土系舗装の境目等では、経年により段差が生じる場合があるので、段差の発生や段差の解消に努める。</p>
明るさ	<p>◎照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。</p> <p>◎夜間は必要に応じ通路の要所に十分な照明を確保する。 (例えば、出入口への誘導のため、20～50m 間隔で照明灯を設置することなど)</p> <p>◎主要な園路の路面照度は 1Lux 以上、通行の多い場所は 5Lux 以上とする。</p>
表示	<p>◎園路の途中で園路の縦断勾配が変わる場合には、その手前（園路の分岐点等）に最大勾配等を示す標識を設置する。</p> <p>◎園路の分岐点等では、その先にある施設名称、階段や傾斜路等がある旨の表示を行う。</p> <p>◎工事などにより園路が一時的に通行できなくなる場合には、円滑に通行できる迂回路を設けて適切に誘導する。</p>
その他の 注意事項	<p>◎主要な園路以外の園路においても、高齢者、障害者等が多く利用する園路には手すりを設置する。</p> <p>◎動物園、植物園等では、移動・観覧の順路が分かりやすいよう、路面を色分けして表示する。</p> <p>◎安全柵を設置する場合には、車椅子使用者や子どもの視線を遮らないよう、高さや形状に配慮する。</p> <p>◎車椅子使用者でも樹木等に近づけ、植栽地、花壇の中に入ることのできる通路を設ける。</p> <p>☆自転車と歩行者の共存が想定される園路等は 2.0m以上の幅が望ましい。</p>

【図3-1】園路



【図3-2】園路に高低差のある場合の例
(3% (約1/33) 以上の縦断勾配が50.0m以上続く場合)



4 階段

【基本的考え方】

主要な動線は園路で結ぶことが基本であるが、地形等により困難な場合には階段を設置する。階段は全ての人の安全を確保するとともに負担を軽減するように配慮する。

遵守基準	整備基準
階段は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 回り階段としないこと。※緩和1	ア 直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。
イ 幅は、1.2m以上とすること。	イ 幅は、1.5m以上とすること。
ウ 高さ3.0m以内ごとに長さ1.5m以上の踊り場を設けること。	ウ 同左
エ 階段の始終点に長さ1.5m以上の平坦な部分を設けること。	エ 同左
オ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。※緩和1	オ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。
カ 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつけること。	カ 同左
キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	キ 同左
ク 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	ク 踏面及びけあげの寸法は、一定とし、踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
ケ 「3 園路」に定める園路に階段を設ける場合には、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設すること。	ケ 同左
コ 階段の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。	コ 同左

※緩和1 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

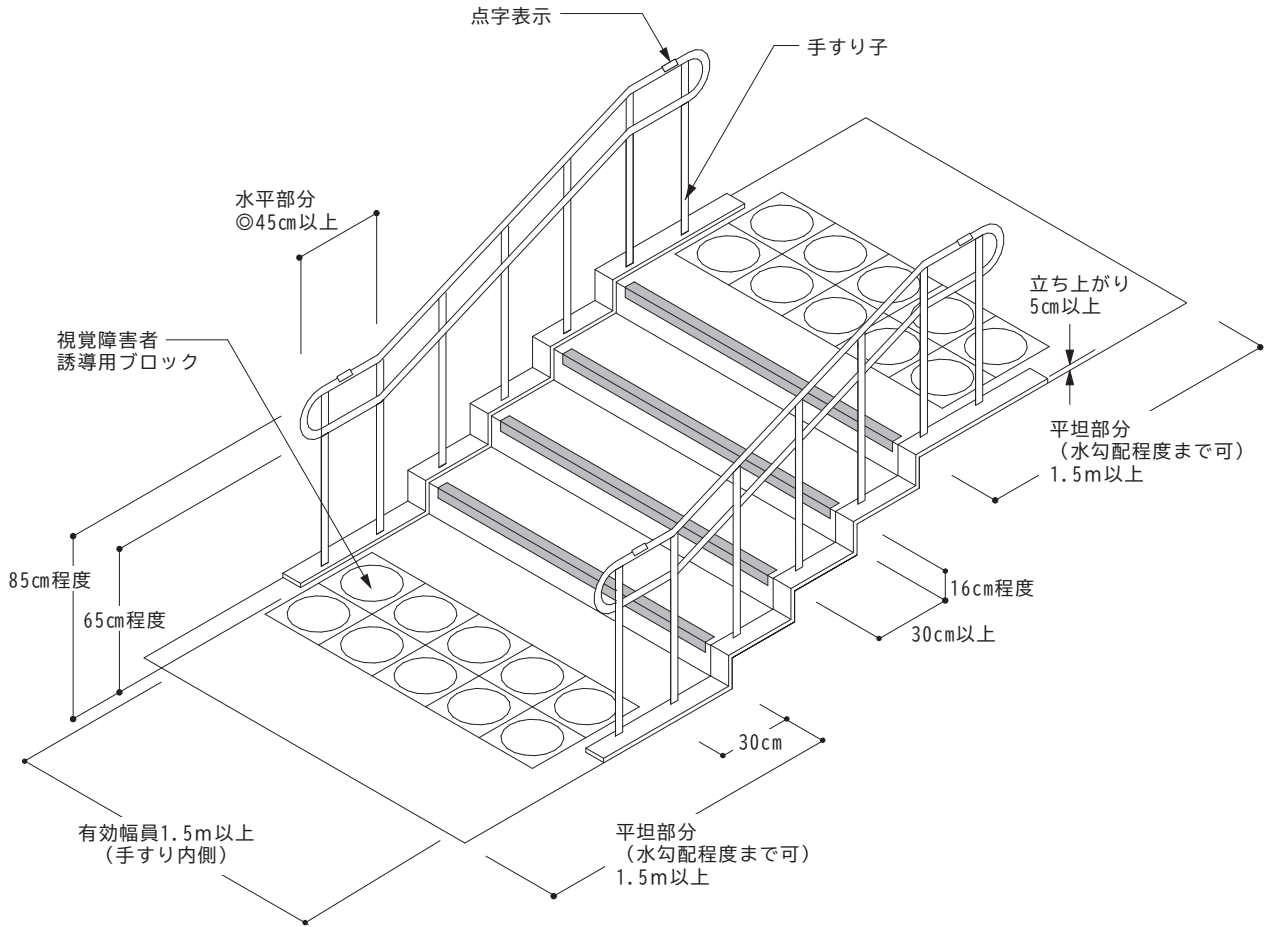
有効幅	◇人(横向き)と松葉杖(まつばづえ)利用者とはがすれ違えるように、幅員は1.5mとする。	→【図4-1】 【図4-2】
オ 手すり	●手すりの設置については、「20 手すり」を参照する。	
カ 点字	●点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ●点字は、はがれにくいものとする。	→資料編 P2-2、 2-3 参照
ク 路面	●けこみ板を必ず設け、段鼻は突き出さない。 ●けあげは16cm程度、踏面は30cm程度、けこみは2cm以下とし、同一階段ではけあげ、踏面の寸法は一定にする。 ●段の位置が分かりやすいよう、段鼻と踏面の明度・色相又は彩度の差を大きくする。	→【図4-3】
キ 立ち上がり	●立ち上がりの高さは、白杖で確認しやすいよう、高さ5cm以上とする。	

ケ 傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の利便性を考慮し、できる限り階段の近接地に設置する。 ●傾斜路を設ける場合は、「5 傾斜路」の整備基準を準用する。 ●エレベーター等の基準は、公共交通施設「9 駅舎等のエレベーター」等を準用する。 	
コ 点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ●長さが 2.5mを超える踊り場又は折り返しのある階段の踊り場には敷設する。 ●点状ブロック（警告用）は、階段の終始端から 30cm 程度離して敷設する。 	→【図 4-4】
照明	◆視覚障害者等が識別しやすいよう、階段付近に照明施設を配置する。	

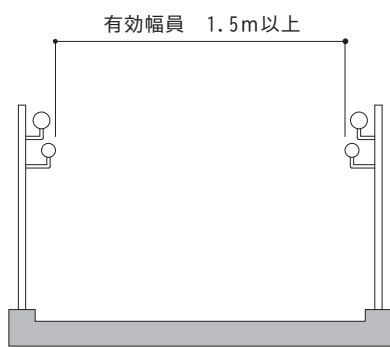
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

	◎全ての階段を整備基準に適合させる。	
踊り場	◎高さ 2.5m以内ごとに長さ 1.5m以上の水平部分（踊り場）を設ける。	
手すり	◎階段の幅が 3.0m以上の場合には、中央にも手すりを設ける。 ◎主要な動線以外の園路にある階段についても、必要に応じて手すりを設ける。	
点字	◎行き先情報として、主要な公園施設等の目的施設や出入口の名称を点字と文字（墨字）と矢印（→）の上下 2 段で併記する。 ◎上段の手すりの端部から 10cm 程度の上面向きに設置する。	
路面	◎段鼻には、踏面等と異なる色の識別しやすいノンスリップを設ける。 ◎注意を喚起するため、階段の全幅員にわたって段鼻の先端から 5cm 以上の部分を黄色や白色など認識しやすい色調にする。ただし、階段の幅が広い場合や景観に配慮を要する場所では、手すりのある側の踏面端から長さ 90cm 以上の部分について行う。	
表示	◎階段に傾斜路、エレベーター等の昇降機を設置する場合は、階段の近傍にその位置を表示した標識を設置することが望ましい。	
その他の注意事項	◎照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさ（20Lux 以上の照度）を確保するよう配慮する。	

【図4-1】 階段の寸法

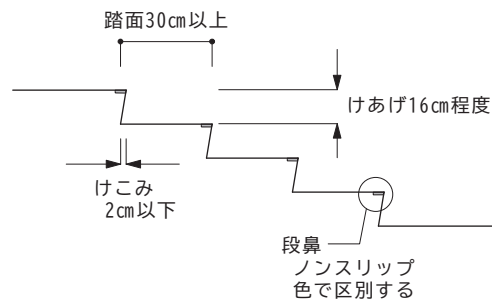


【図4-2】 有効幅員

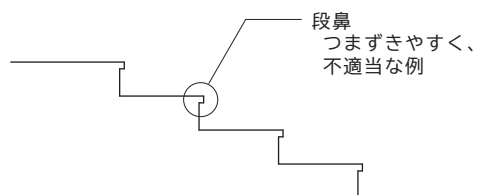


【図4-3】 階段の形状

■つまずきにくい例

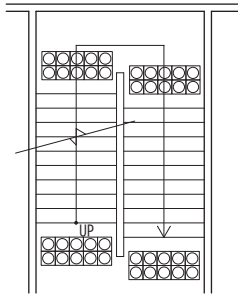


■つまずきやすい例

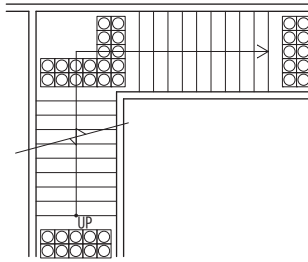


【図4-4】 階段の形状

■折返し階段 ○

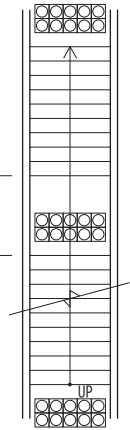


■折返し階段 ○



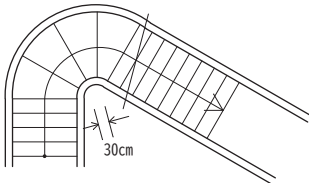
■直線階段 ○

踊り場の幅
●踊り場の長さが2.5m
を越える場合は、点状
ブロック(警告用)を
敷設する



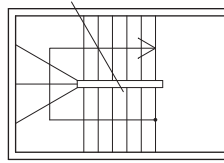
■回り階段 △

(構造上困難な場合に限る。
また踏面の最少寸法は30cm必要)



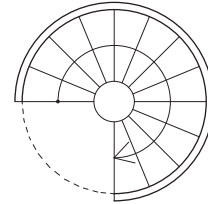
■回り階段 △

(構造上困難な場合等に限る)



■らせん階段 ×

(らせん階段は主階段としない)



5 傾斜路

【基本的考え方】

園路に高低差が生じる場合には傾斜路を設け、車椅子使用者等の通行を確保する。

遵守基準	整備基準
傾斜路は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 幅は、1.2m以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。	ア 幅は、1.8m以上とすること。
イ 縦断勾配は、原則として5/100以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75cm以下の場合は、8/100以下とすることができる。	イ 縦断勾配は、5/100以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75cm以下の場合は、8/100以下とすることができる。
ウ 傾斜路の高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の踊り場を設けること。	ウ 同左
エ 傾斜路の始終点に長さ1.5m以上の平坦な部分を設けること。	エ 傾斜路の始終点及び折返し部分に長さ1.5m以上の平坦な部分を設けること。
オ 横断勾配を設けないこと。	オ 同左
カ 両側に連続して手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	カ 同左
キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。	キ 傾斜路の両側に縁石又は側壁を設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。
—	ク 傾斜路の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。

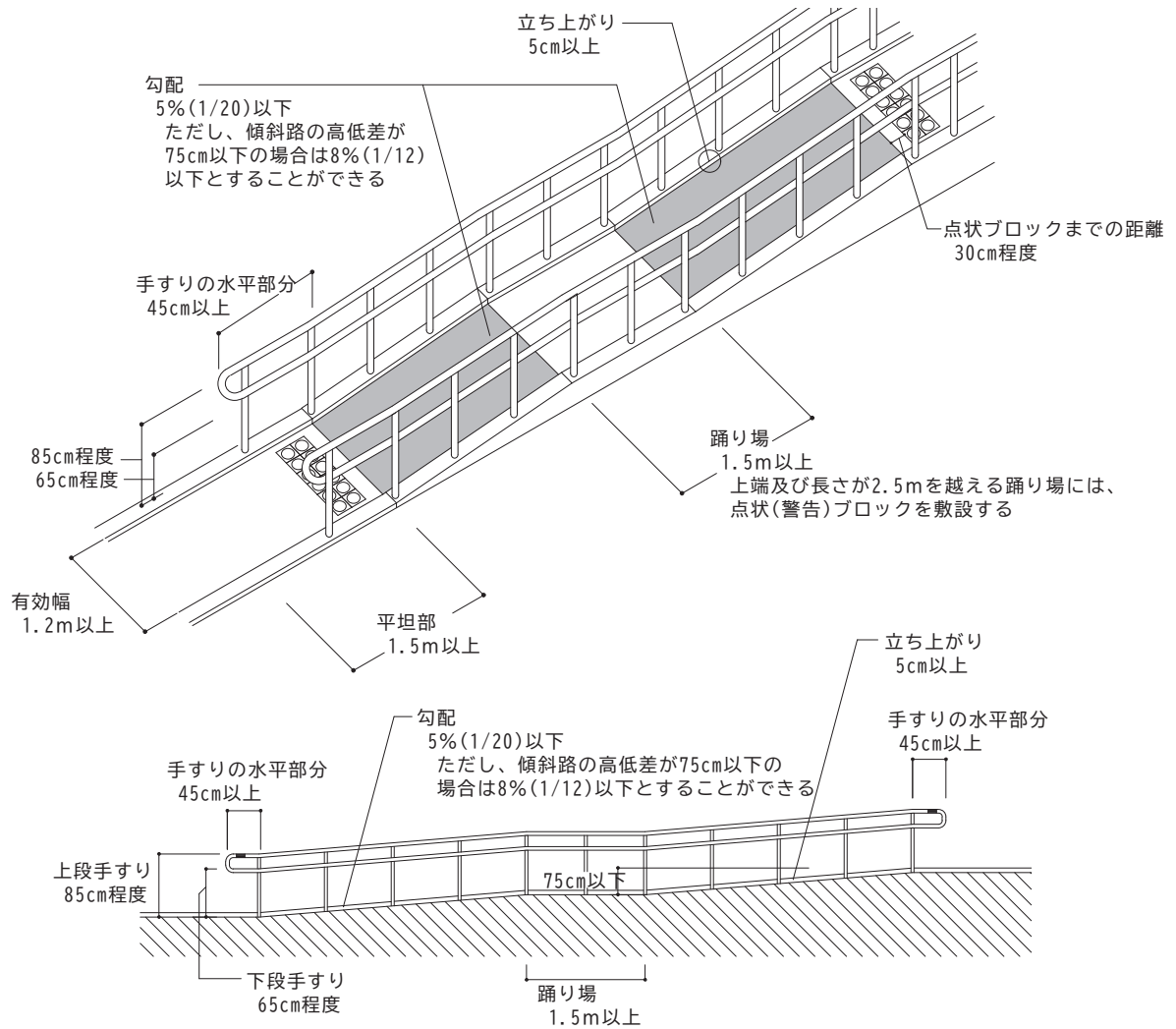
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

イ 勾配	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜路における車椅子の昇降についての考え方は、建築物（集合住宅以外）「5 傾斜路（屋内に設けるもの）」の解説を参照のこと。 ●ただし書の高さとは、踊り場相互間ではなく、傾斜路全体の総高低差のことである。 	→【図 5-1】 【図 5-2】
ウ 踊り場	<ul style="list-style-type: none"> ●傾斜路の昇り口、降り口及び高さ75cmごとに、1.5m以上の水平面を設ける。 ◆傾斜路の折返し部分を設ける場合、長さ1.5m以上の平坦な部分を設ける。 	
カ 手すり	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりの設置については、「20 手すり」を参照する。 	
キ 立ち上がり	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子が脱輪したり、視覚障害者等が足を踏み外すことのないよう、傾斜路の両側に高さ5cm以上の立ち上がりを設ける。 	
横断勾配	<ul style="list-style-type: none"> ●表面排水等の必要など、特別な理由がある場合のみ2%（1/50）以下とすることができる。 	
排水溝等	<ul style="list-style-type: none"> ◆排水溝等の傾斜路の斜面上への設置は、可能な限り避け、やむを得ない場合は支障とならないよう考慮（「7 排水溝等」を参照）する。 	

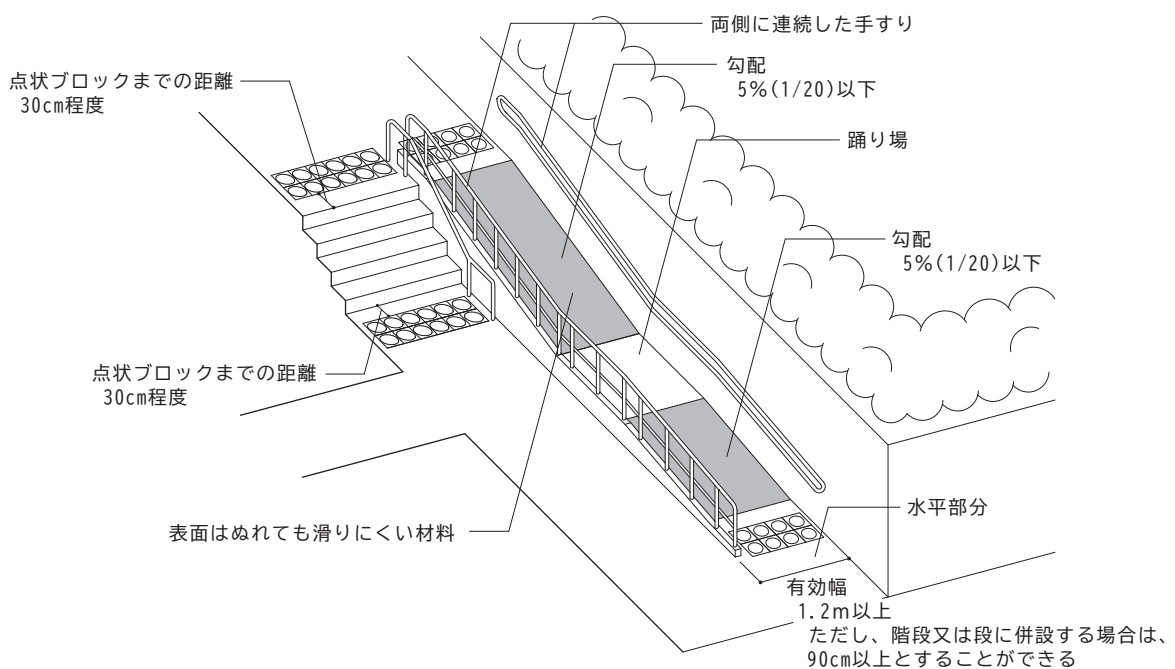
視覚障害者 誘導用ブ ロック	◆踊り場には原則として敷設しない。ただし、直線の踊り場において長さ 2.5mを超える場合、又は折返しのある傾斜路の踊り場には、視覚障害 者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。	
----------------------	--	--

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備		
路面	◎全ての傾斜路を整備基準に適合させる。 ◎傾斜路の面は、舗装材や色を変えるなど、視覚障害者等が識別しやすい ものとする。 ◎傾斜路の路面は、土では雨水等で不陸を生じやすく、滑りやすくなるた め、コンクリート舗装等で捌け引きやノンスリップ処理を施す。	

【図5-1】 傾斜路の例



【図5-2】 階段と併設する場合の例



6 舗装材料

【基本的考え方】

全ての人が安全で快適に利用できる舗装材料とする。

遵守基準	整備基準
(1) 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地にあつては、「1 出入口」、「3 園路」、「4 階段」及び「5 傾斜路」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。	(1) 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地にあつては、次に掲げるものとする。
—	ア 「1 出入口」、「3 園路」、「4 階段」及び「5 傾斜路」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくく、水はけの良い仕上げとなるものを使用すること。
—	イ 「2 駐車場」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。
(2) 庭園にあつては、「1 出入口」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。	(2) 庭園にあつては、次に掲げるものとする。
—	ア 「1 出入口」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくく、水はけの良い仕上げとなるものを使用すること。
—	イ 「2 駐車場」の舗装材料は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

材料、形状	<ul style="list-style-type: none"> ◆できる限り透水性の舗装材料を使用する。 ◆目地、ブロックの面取りは、車椅子使用者、ベビーカー等の円滑な通行を可能にする程度に小さくする。 ◆老朽化や摩擦に対して変化が小さいものとする。 ◆補修が直ちに可能なものとする。 ◆駐車場の舗装は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用する。 ◆駐車場を緑化する場合は、車椅子使用者等用駐車スペースの乗降スペース及び通路については、車椅子使用者、ベビーカー等の円滑な通行に配慮する。 	
その他の注意事項	◆目地、仕上げの模様等により階段、傾斜路が平面に見えるなど、弱視の視覚障害者にとって、進路を誤解するものにならないよう配慮する。	

7 排水溝等

【基本的考え方】

園路等に排水溝又は集水ますを設ける場合には、全ての人が歩きやすいように構造、配置に考慮して設置する。

遵守基準	整備基準
園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝、集水ます等には、杖、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを、当該園路等と段差が生じないように設けること。	同左

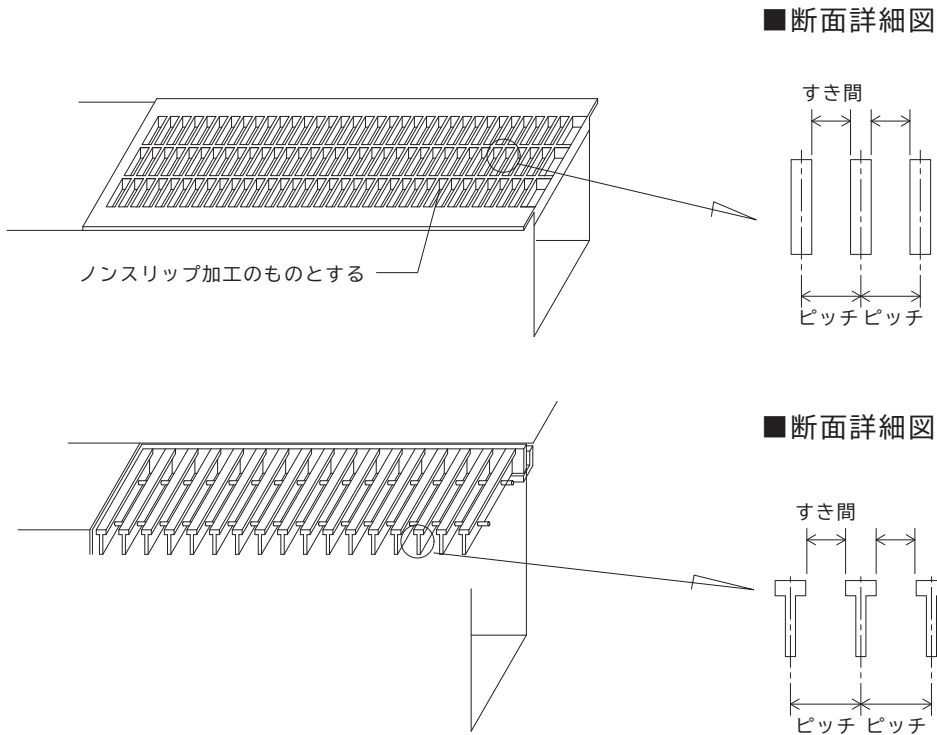
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

蓋の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●排水溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、杖や靴のかかと等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。 ●杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋の例 <ul style="list-style-type: none"> ①格子型（細目） <ul style="list-style-type: none"> ア ピッチ 12.5mm 又は 15mm×100mm イ ます蓋は原則としてすき間の長辺方向は、動線方向と一致させないよう配慮する。 ②格子型（一般） <ul style="list-style-type: none"> ア すき間の最大寸法が短辺方向 10mm 程度 イ ピッチが短辺方向 20mm 以下で長辺方向が 50mm 以下 ウ ます蓋は原則としてすき間の長辺方向は、動線方向と一致させないよう配慮する。 ③丸穴あき型で直径の最大寸法が 20mm 以下 ●表面仕上げは、ノンスリップ加工をしたものとする。 ●皿型側溝のような上面が平坦でない排水溝は歩行動線から離して設置する。 	<p>→【図 7-1】 【図 7-2】</p>
配置	◇園路を横断するなど、歩行上の障害となるような配置をできる限り避ける。	→【図 7-3】

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

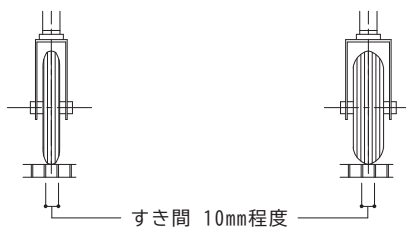
構造	◎排水溝（ます）は歩行動線から離して設置する。	
----	-------------------------	--

【図7-1】ふたの構造－ピッチとすき間

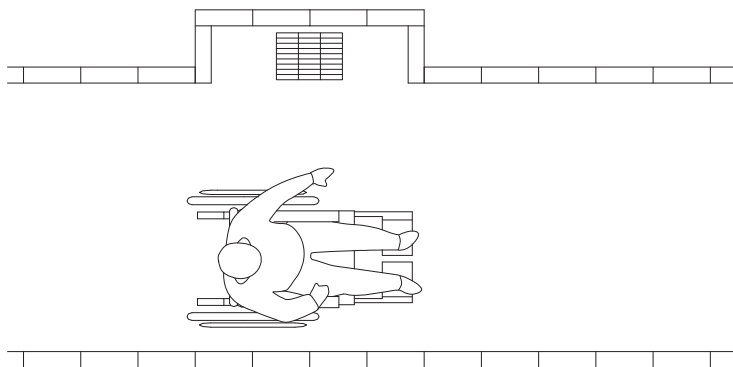


【図7-2】車椅子の前輪が落下しない配慮

■手動車椅子 ■電動車椅子



【図7-3】園路通行者の動線から外して設置する例



8 転落防止設備

【基本的考え方】

転落の危険がある場所での安全確保を図る。

遵守基準	整備基準
高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。	同左

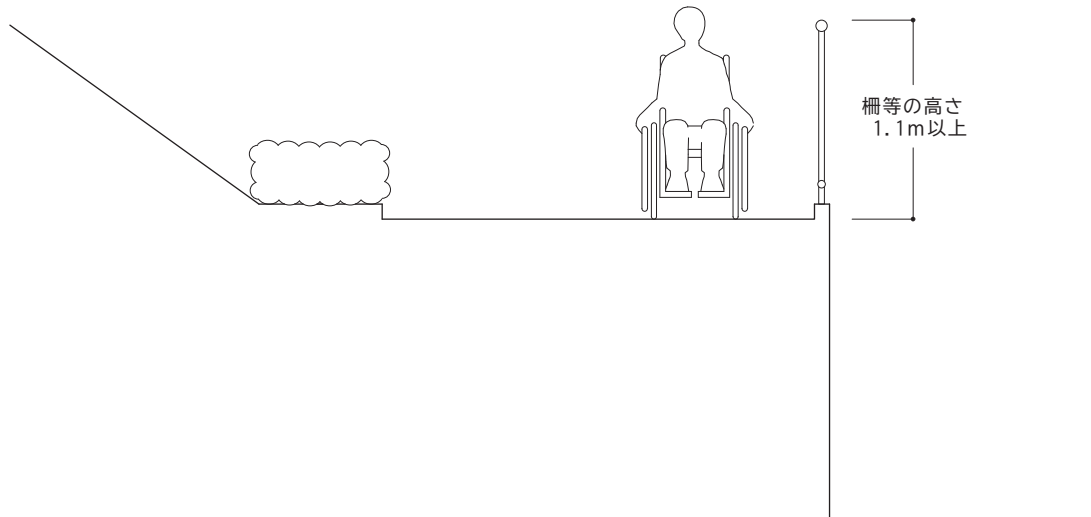
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

柵	<ul style="list-style-type: none"> ●転落防止を目的とする柵の場合は、高さ 1.1m以上で堅固な構造とする。 ●子どもが登って柵を越えないよう、柵の形状に配慮するほか、不要物等の放置がないよう留意する。 	→【図 8-1】
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ●危険箇所の手前 30cm 程度の位置に、危険箇所の全幅にわたって設ける。 ●点状・線状のブロックを JIS T 9251 に準拠し適切に設置する。 	→資料編 P2-8 ～2-11 参照

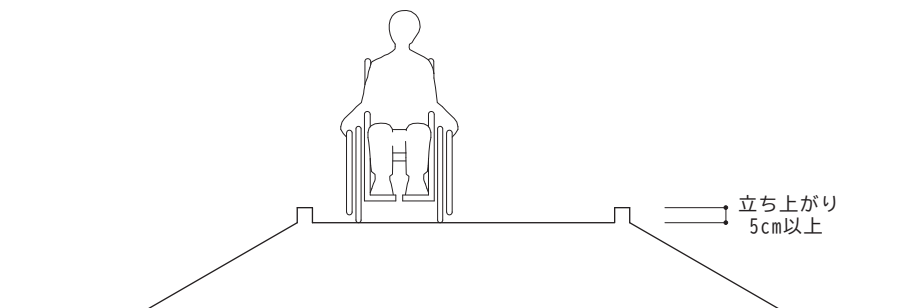
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

柵・立ち上がり等	<ul style="list-style-type: none"> ◎全ての転落防止柵を整備基準に適合させる。 ◎園路及び広場に近接して、崖、水面、車両の通行などがある場合には、人止め柵や立ち上がり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。 ◎立ち上がりは車椅子の脱輪防止や、白杖での確認ができるよう、高さ 5cm 以上とする。 ◎車椅子利用者等の視界を妨げない構造・形状とする。横格子など、子どもが登る可能性のある形状は避ける。 ◎柵が縦格子型の場合、縦格子の内法間隔は 11cm 以下とする。 	→【図 8-2】
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎段差のある場所では、段差があることが分かりやすいよう、標識の設置や、舗装の明度、色相又は彩度、材質などを変える。 ◎利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保する。 ◎その他、危険のある場所では、標識や柵の設置、舗装の色調の変更、音声案内装置の設置、誘導員の配置などにより安全を確保する。 	

【図8-1】 柵等の設置例



【図8-2】 立ち上がりの例



9 休憩所

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が快適に使える休憩の拠点を設ける。

遵守基準	整備基準
休憩所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 出入口の幅は、1.2m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	ア 同左
イ 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	イ 同左
ウ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。	ウ 同左
エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。	エ 同左
(ア) 幅は、80cm以上とすること。	(ア) 同左
(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができること。	(イ) 同左
オ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前を出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。	オ 同左
カ 便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所の構造については、「13 便所」の整備基準を準用する。	カ 同左

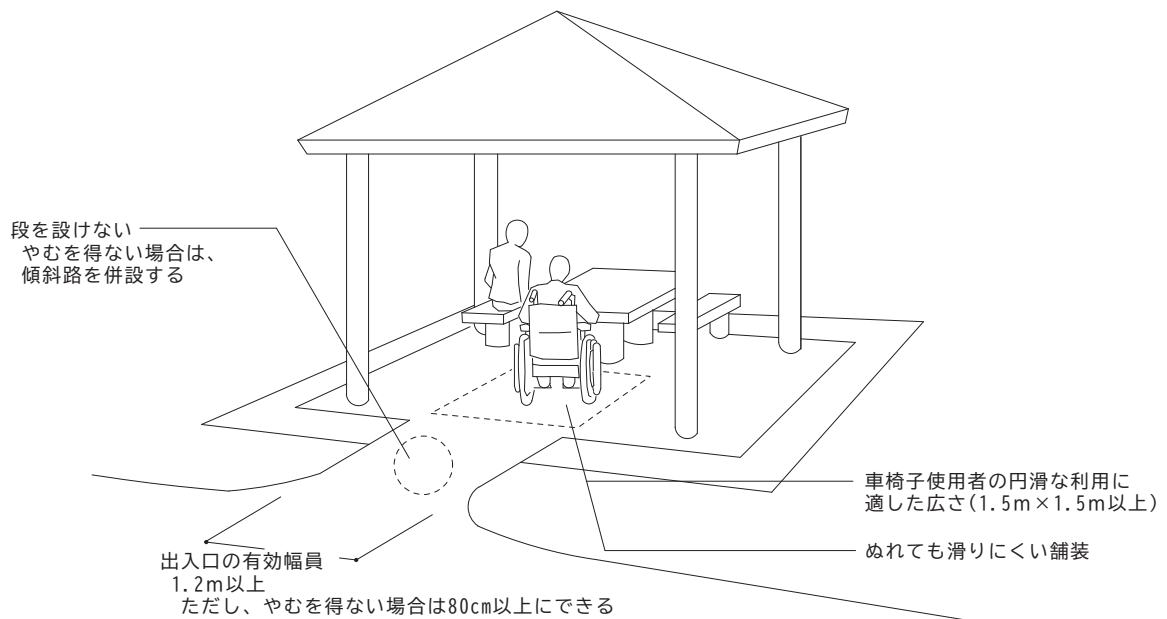
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

イ 傾斜路	●傾斜路を設ける場合は、「5 傾斜路」の整備基準を準用する。	
ウ スペース	●平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい舗装とする。 ●車椅子使用者の回転等を考慮し、1.5m×1.5m以上の広さとする。	→【図9-1】

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

出入口	◎入口の手前には、車椅子使用者の回転等を考慮して1.5m×1.5m以上の水平部分を設ける。 ◎直射日光等を遮るための屋根を設ける。	
-----	--	--

【図9-1】休憩所の設置例



10 ベンチ・野外卓等

【基本的考え方】
 全ての方が公園を快適に利用するための休憩場所、交流の場としてベンチ・野外卓を設ける。また、売店等の施設に付随する野外卓は、車椅子使用者等も使用できる場所に適宜配置する。

遵守基準	整備基準
(1) ベンチは、高齢者、障害者等の休憩及び観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。	(1) 同左
(2) 野外卓は、次に掲げる構造とすること。	(2) 同左
ア 車椅子使用者が使用することができるように1.5m以上の平坦な部分を設けること。	ア 同左
イ 車椅子使用者のひざが入るように、卓の下部に高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上の空間を設けること。	イ 同左
—	(3) 売店又は飲食施設と一体として設ける野外卓は、(2)に掲げるもののほか、いす又はベンチを可動式とする等車椅子使用者が利用しやすい構造とすること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備 (ベンチ)

構造	<ul style="list-style-type: none"> ●腰掛け板の標準の高さは 40～45cm とする。 ●ベンチの下及び前面は、舗装（ダスト舗装も可）等をし、ぬかるみ等に配慮する。 ●車椅子使用者と一緒に集えるよう、ベンチの隣に 1.5m×1.5m以上の水平部分を設ける。 	
----	--	--

(野外卓)

構造	<ul style="list-style-type: none"> ◆野外卓の周囲には、車椅子使用者が接近できるよう 1.5m角以上の平坦部分（水勾配程度まで可）を設ける。 ●卓の下部に、高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上のスペースを設ける。この部分には、足つなぎの水平棒は設けない。 ●各部材の角は面取りをする。特に卓の下部においては、ひざや股が当たったときに怪我のないように配慮する。 ◆売店又は飲食施設と一体として設ける場合などは、車椅子使用者、ベビーカー使用者等のために椅子を置かない場所を設ける。 <p>※具体的設計に当たっては「座れる場づくりガイドライン（平成 30 年 3 月）」及び「世田谷区路上ベンチ等設置指針（令和 3 年 8 月）」を参照のこと。</p>	→【図 10-1】
----	--	-----------

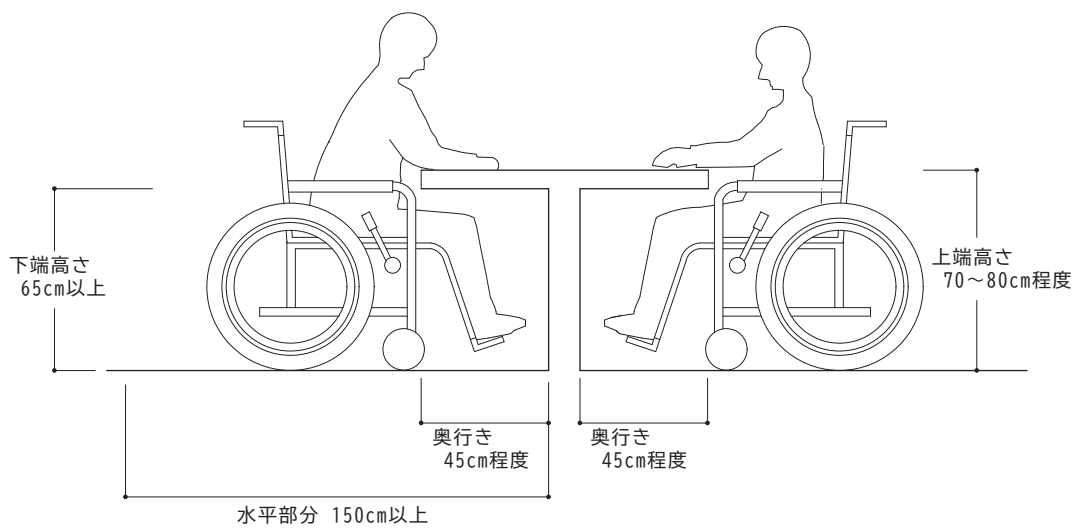
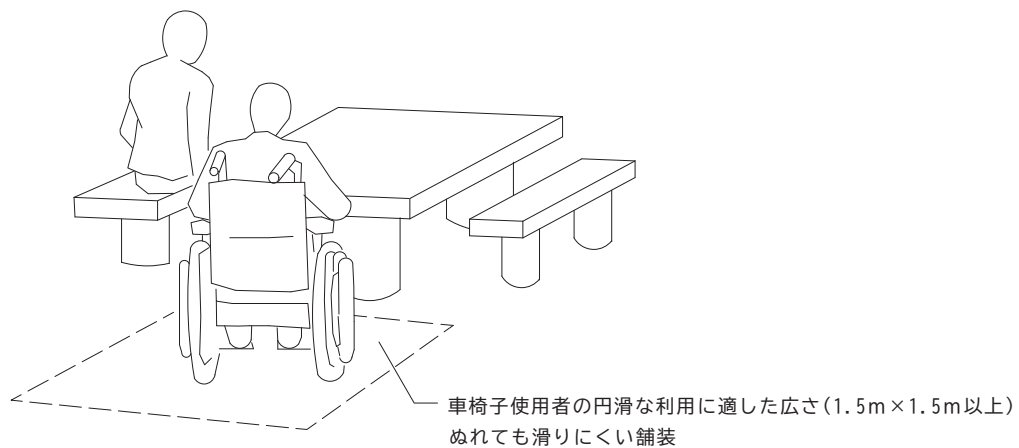
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備
 (ベンチ)

構造	◎両端には、手すり兼用となるような大きめの肘掛けを設ける。 ◎背もたれや手すり等を設ける。 ◎利用者が選択できるように、高さや形状等、複数の種類のものを設置する。	
設置位置	◎平坦な場所に、通行の障害とならないように動線から 60cm 以上離して設置する。 ◎様々な景観を楽しんだり、随時休めるよう、50～100m 程度以下の間隔で設置する。	

(野外卓)

構造	☆複数の車椅子使用者が同時に利用する場合にも、車椅子使用者が卓間を移動できるように考慮する。 ☆雨天時の利用を考慮し、屋根付の野外卓を設置する。 ◎車椅子使用者が利用できる野外卓を設置する場合、隣接する野外卓との間隔は 2.2m 以上とする。 ◎車椅子使用者が利用できる野外卓には、その旨の表示をする。 ◎高さは 70～80cm にする。 ◎様々な景観等が楽しめる場所に 50～100m 程度以下の間隔で設置する。 ◎利用者が選択できるように、複数の種類のものを設置する。	
----	--	--

【図10-1】 野外卓の例



11 水飲み・手洗場

【基本的考え方】

主要な園路、広場等に設ける水飲みは、全ての人の利用に配慮する。

遵守基準	整備基準
水飲み・手洗場は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 飲み口は、上向きとすること。	ア 同左
イ 飲み口までの高さは、70cm以上80cm以下とし、車椅子使用者のひざが入るように、下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間を確保すること。	イ 同左
ウ 車椅子が接近し方向転換することができるように、使用方向に長さが1.5m以上で、かつ、幅が1.5m以上の平坦な部分を設けること。	ウ 同左

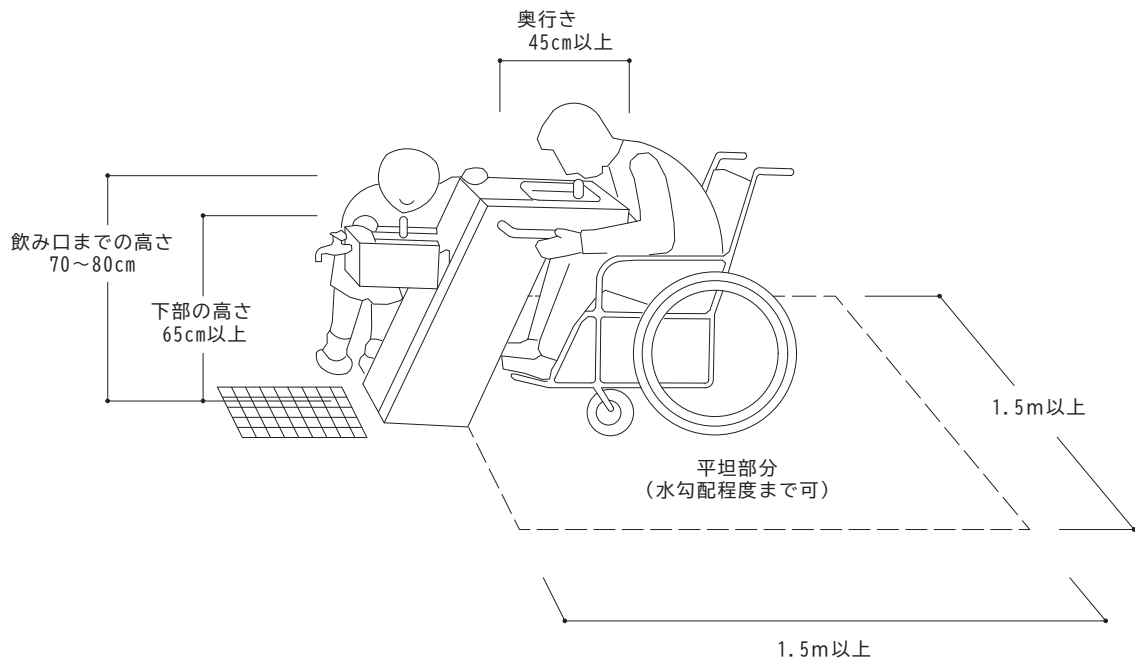
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

ア 飲み口	●給水栓はレバー式、押しボタン式等の使用しやすいものを、手前で操作できるように取り付ける。 →車椅子使用者用スペースに台等の障害物を置かない。	→【図11-1】
ウ 水平部分	●幼児用水飲み器の併設又は、踏み台を設ける。幼児用の踏み台等を設ける場合には、車椅子使用者の動線を考慮し通行の支障とならない位置に設置する。 ●段差がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい仕上げとする。 ●水はね防止の細目のグレーチングます蓋にするなど、滞水しないよう配慮する。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

その他の注意事項	☆体を安定させるために手すり等を設置する。 ◎水の出方を調節できる水栓器具、自動的に閉栓する水栓器具などを利用状況により選択する。	
----------	--	--

【図11-1】水飲み器の寸法



12 案内板等

【基本的考え方】

公園を利用するための情報提供は、全ての人に分かりやすいように配慮する。

遵守基準	整備基準
(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置や経路を表示した案内板等※1を設置する場合は、次に掲げるものとする。	(1) 同左
ア 園内の要所に必要に応じて案内板等を設けること。	ア 同左
イ 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。	イ 同左
ウ 内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。	ウ 同左
エ 平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。	エ 同左
オ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子利用者等にも見やすい位置とすること。	オ 同左
カ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上 2.5m 以上になるよう設置すること。	カ 同左
(2) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる掲示板を設置する場合は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。	ア 同左
イ 当該掲示板に表示された内容を容易に識別することができること。	イ 同左
ウ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子利用者等にも見やすい位置とすること。	ウ 同左
—	(3) 園内の要所（園路、傾斜路及び階段を除く。）に必要なに応じて視覚障害者誘導用設備を設けること。

※1 案内板、説明板及び標識

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

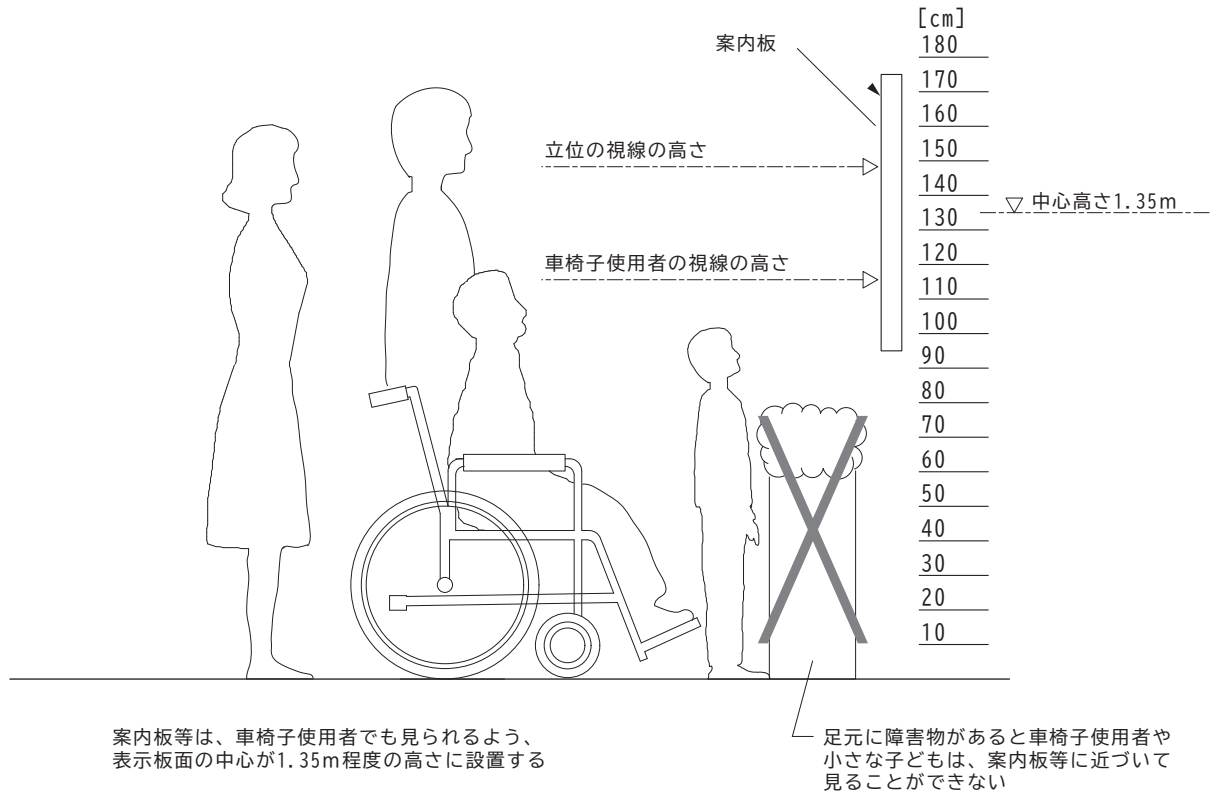
ア 位置	<p>◆園内の要所とは、出入口をはじめ、利用者の目によく触れるところである。</p> <p>●出入口、駐車場、主要施設周辺等には案内板を、主要園路の分岐点等には標識等を設置する。 →現在の位置関係(方向)と案内図の向きが一致するよう設置位置及び案内図の向きに注意する。</p> <p>●高齢者、障害者等が近づきやすいよう、園路や広場から60cm以上離さないようにする。</p> <p>●床面は平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい舗装とする。</p>	
オ 高さ	<p>◆表示板面の中央が1.35m程度の高さになるようにする。</p> <p>◆やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上から2.5m以上の高さとなるように設置する。</p>	<p>→【図12-1】 →【図12-2】</p>
案内板等の表示の方法	<p>◆車椅子使用者が利用可能なトイレ及び階段の位置、傾斜路の勾配などを表示する。</p> <p>●車椅子使用者が利用可能な施設に、国際シンボルマークにより、その旨を表示する。</p> <p>●必要に応じて、外国語表記を併用する。</p> <p>●図記号(ピクトグラム)は、JIS Z 8210に適合させる。また、JIS規格にない場合は、高齢者、障害者等が分かりやすい絵記号を用いる。</p>	
視覚障害者誘導用設備	<p>◆視覚障害者誘導用ブロックについては、道路編「12 視覚障害者誘導用設備」、設置については、公園編「3 園路」、「4 階段」及び「5 傾斜路」を参照する。</p>	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

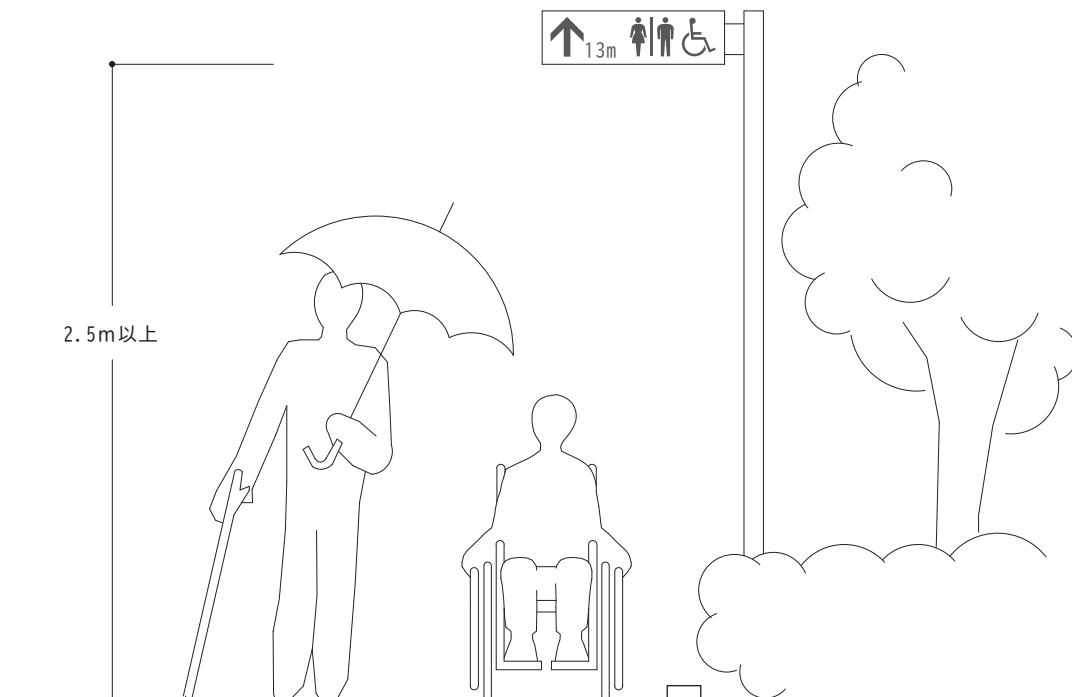
表示位置	<p>◎全ての案内・標示を基準に適合させる。</p> <p>◎主要な出入口や利用者が集まる場所、園路の分岐点、駐車場付近等に、通行の支障とならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置する。</p> <p>◎車椅子使用者が利用後に容易に方向転換できるよう1.5m×1.5mの広さの水平面を歩行者の動線から外して設ける。</p> <p>☆必要に応じ、案内表示等に点字表示をする。垂直に取り付ける場合、案内表示等の高さは中心を1.4m程度とし、触察範囲が1.1m～1.6mを超えないことを原則とする。また、案内板を床と水平又はそれに近い角度に設置する場合は、板面中央までの高さは0.9～1.2m程度とする。 →案内板まで視覚障害者誘導用ブロックで誘導する。</p> <p>◎立て置き型の標識は視覚障害者にとって通行の支障となるおそれがあり、危険防止のため原則として使用しない。</p> <p>◎案内板の下部にスペースがある場合、視覚障害者の利用にも配慮し、白杖が当たる地面から20cm程度の位置に板状の帯等を設ける。</p>	
------	--	--

表示内容	<p>◎移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記する。</p> <p>◎色は、識別が困難な方へ配慮し、文字・絵文字（ピクトグラム）とあわせ、色だけに頼らないサインとする。</p> <p>◎高齢者、障害者等が利用しやすい経路や施設を分かりやすく表示する。</p> <p>◎公園全体が表示されている案内板には園路・傾斜路の勾配等を表示し、利用者が選択できるように配慮する。</p> <p>◎傾斜路、エレベーターの位置が分かりにくい場合には、階段近くに誘導サインを設ける。</p> <p>◎表示板の情報は、全体的なものとの部分的なものを併せて表示する。</p> <p>◎公共交通機関による来園者が多い公園では、案内板に最寄り駅やバス停までの経路等を表示する。</p> <p>◎駅の周辺案内で公園への円滑な移動経路、公園内の円滑な移動経路を情報提供する。</p> <p>◎年齢や能力等に応じて施設を選択することができる場合には、施設の情報を正確に伝えることができるよう説明板等を設置する。</p>	→資料編 P2-17 ～2-20 参照
構造	<p>◎照明器具を内蔵したものが望ましい。</p> <p>◎夜間利用施設がある場合には、表示が読みやすいよう、50Lux 以上の照度を確保する。</p> <p>◎緊急避難場所に指定されている公園では、放送設備と共に放送内容を視覚的に表示する掲示板などの設備を設ける。</p>	
点字・音声	<p>◎施設の利用方法や催しもの等の情報提供にあたっては、音声案内、パンフレットなどに配慮する。</p> <p>◎説明サインは必要に応じて、点字表示、触知案内図、音声案内等を設ける。</p> <p>◎点字表示は、JIS T 0921 による。</p> <p>◎公園案内板に点字を設ける場合には、近くの階段の手すりや誘導ブロックで公園案内板へ誘導する。</p> <p>◎施設名や出入口の名称を点字と文字（墨字）上下 2 段で併記する。</p> <p>◎点字は、表示面に触れたときに分かりやすい位置に設置する。</p> <p>◎有料施設等の出札窓口付近に、入場のための音声案内設備を設ける。</p>	→資料編 P2-2、 2-3 参照
その他の 注意事項	<p>☆視覚障害者誘導用ブロックのほか、舗装材の明暗の対比や調和、材質の組み合わせによる誘導を考慮する。</p> <p>☆園路、傾斜路、階段等の路面は、色調の変化、仕上げの変化等により、視覚障害者、高齢者等が識別しやすいものとする。</p>	

【図12-1】案内板の高さ



【図12-2】案内板等が通路に突出する場合の例



13 便所（トイレ）

【基本的考え方】

便所を設ける場合には、高齢者、障害者等を含む全ての人が使いやすいものとする。
 <便所における機能分散の考え方>
 建築物（集合住宅以外）に準ずる。

遵守基準	整備基準
(1) 便所※1を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。	(1) 同左
ア 出入口の幅は、85cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	ア 出入口の幅は、85cm以上とすること。
イ 主たる出入口に至る通路、出入口及び床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	イ 同左
—	(ア) 便所の出入口の前には、幅1.5m以上、かつ、長さ1.5m以上の平坦な部分を設けること。
(ア) 幅は、90cm以上とすること。	(イ) 同左
(イ) 勾配は、5/100以下とすること。ただし、高さが16cm以下の場合は12/100以下、75cm以下の場合は8/100以下とすることができる。	(ウ) 同左
ウ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	ウ 床面は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。
エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を光感知式等の自動洗浄装置を備えた受け口の高さが35cm以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。	オ 同左
(2) (1)の便所の内部又は近接した位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。	(2) 同左
ア 出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ア 同左
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	イ 同左
ウ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり等を適切に配置すること。	ウ 同左
(3) 車椅子使用者用便房を内部に設置する(1)の便所の車椅子使用者用便房以外の部分は、次に掲げる構造とすること。	(3) 同左
ア 主たる出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ア 同左
イ 車椅子使用者が円滑に通行することができるよう十分な空間を確保すること。	イ 同左

ウ 大便器を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。	ウ 同左
エ ウの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便器である旨の表示を行うこと。	エ 同左
オ 主たる出入口に車椅子使用者を含む全ての者が利用することができる旨の表示を行うこと。	オ 同左
(4) 車椅子使用者用便房を内部に設置しない(1)の便所に大便器を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。	(4) 同左
ア 1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。	ア 同左
イ アの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便器である旨の表示を行うこと。	イ 同左
—	(5) 便所を設ける場合には、そのうち1以上にベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を適切な位置に設け、当該便所の出入口にはその旨の表示を行うこと。
—	(6) (1)～(5)の表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする※2。

※1 男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所

※2 当該内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備 (全体)

(1)イ 便所の 出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房又はオストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ●案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号(ピクトグラム)等で分かりやすく表示する。 ◆出入口は85cm以上を確保する。ただし、自然地形を生かした造りの公園、保存樹木の配置等やむを得ない場合、遵守基準では、80cm以上とすることができる。 ◆便所の出入口には戸を設けない方が望ましいが、戸を設ける場合には車椅子使用者やベビーカー等の通行を考慮し、常時開放できる形式とする。 ◆車椅子使用者等の通行を考慮し、便所の出入口の前には、1.5m×1.5m以上の平坦な部分を設ける。
(1)ウ 床面	<ul style="list-style-type: none"> ◆便所は床面を水洗いするために、入口に高低差が生じることが多いが、車椅子使用者等の通行に支障とならないよう、すり付けるか傾斜路を設ける。 ◆排水溝を設ける場合には、利用者に支障のない位置に設け、車椅子使用者等の通行に支障のないよう、蓋を設ける。 ◆床の平坦性は水勾配程度とする。 ●排水目皿やグレーチングは細目のものを用い、水はけのよい構造とする。

(1)エ オストメイ ト対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆「オストメイト対応汚物流し等の水洗器具」とは、オストメイト（人工肛門、人口膀胱保有者）の利用に配慮してパウチ（排泄物をためておく袋）や腹部、汚れた物、しびん等を洗浄するための設備等をいう。 ◆オストメイト対応汚物流し等を設置した場合、便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 	
----------------------	--	--

(車椅子使用者用便房)

	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房は、異性介助を考慮して、男女共用のものを設置する。また、男女別に設置する場合は、異性介助の際に入りやすい位置（出入口近く）に設置する。 ●車椅子使用者用便房が、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設置できない場合は、簡易型の便房（簡易型車椅子使用者用便房）にすることができる。 ●トイレの表示は、だれでも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能が明確にわかるよう、JIS規格のピクトグラム等や車椅子使用者用便房などと表示する。 	<p>→【図 13-2】 必要に応じて、建築物(集合住宅以外)「8 便所(トイレ)」参照</p>
(2)ア 戸	<ul style="list-style-type: none"> ●戸を設ける場合、自動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸として、握り手の形状や重さ、レールの滑りなどに配慮したものとする。 ●手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとする。 ●引き手の高さは 85～90cm とし、棒状のもの又はレバー式等の使いやすいものとする。 ◆ドアは容易に施錠できるものとし、非常の場合を考慮して外から解錠できるものとする。 ●出入口の手前には 1.5m × 1.5m 以上の広さの水平面を設ける。 	<p>→【図 13-7】</p>
(2)イ スペース	<ul style="list-style-type: none"> ●内法 2.0m × 2.0m 以上の大きさとする。(ライニング等(洗面器の配合にある配管収納等)は内法寸法に含めないことを原則とする。) <p>→車椅子使用者の回転範囲内には障害物を置かない。</p>	<p>→【図 13-1】 【図 13-5】</p>
(2)ウ 設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ●ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、非常用呼出しボタンは JIS S 0026 の規格を準用する。 ●手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。可動手すりの場合は、ぐらつきにくい構造を選択する必要がある。 ●手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付と反対側の手すりは可動式とする。 ●横手すりは便座から 20～25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に設置する。 	<p>→資料編 P2-15、2-16 参照</p>

(一般便所 (小便器))

	<p>◆男性用小便器は、大きな床置きストール、又はリップの高さが 35cm 以下のものがだれでも利用でき、汚されることも少ない。</p> <p>◆小便器のうち、便所の出入口に一番近いものに手すりを設ける。ただし、出入口に一番近いものに手すりを設けることにより、通行上支障がある場合はこの限りではない。</p> <p>◆小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、できるだけ小便器に近づけて取り付けることとし、高さは 1.2m 程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔 60cm 程度、高さは 80~90cm 程度とする。</p>	→【図 13-11】
--	---	------------

(車椅子使用者用便房のある便所内のその他の構造等)

便所内の通路	◆車椅子使用者等が円滑に利用することができるように、通路幅は 85cm 以上を確保し、要所に車椅子使用者等が転回 (180 度方向転換) できるスペース (直径 1.5m の円が内接できる空間) を確保する。	
案内表示等	◆男女別の表示、便所の配置、便所の種別等を分かりやすく案内表示する。	→【図 13-3】 【図 13-4】
便房内の手すり	◆便房内の手すりは高齢者などの足腰の弱っている人の立ち居を補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものをつけることで多種の障害者の要求を満たすことができる。	→【図 13-10】

(車椅子使用者用便房のない一般便所内の構造等)

	◆建築物 (集合住宅以外)「8 便所 (トイレ)」を参照する。	
--	---------------------------------	--

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備 (全体)

	☆重複障害者にとっては、様々な設備が並存する便房が必要である。一方、多様な人の使用頻度を考えると、各設備は便所内の各便房に分散していた方が効率上望ましい。	
有効幅	◎車椅子使用者が円滑に便房まで移動できるよう、出入口の有効幅を 90cm 以上とする。	
床面 (仕上げ)	☆ぬれた状態でも滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない材料を使用する。	
水洗器具	◎汚物流しを設置する場合、ペーパー等で腹部を洗うことを考慮して、温水が出る多目的流しを設ける。 ◎面積や構造等の制約によって汚物流しを設けることができない場合は簡易型オストメイト設備を設ける。その場合、簡易型であることが分かる表示を便房の戸に設置する。	→【図 13-6】

表示	<p>☆案内板等に、便所の位置及び男女の別、各種設備の組合せを表示し、事前に選択できるようにするとともに点字等による表示を行う。</p> <p>☆便所全体の入口と各便所の入口の両方に表示する。</p> <p>◎出入口に男女別表示を分かりやすく（20cm 角以上で青・赤のピクトグラム等）表示する。</p> <p>◎便所の出入口や、車椅子使用者用便所の扉は、弱視者が視認しやすいように、コントラストをはっきりさせる、認識しやすい色を用いるなど配慮する。</p> <p>☆使用中の表示は分かりやすい位置に設ける。</p> <p>☆暖房便座、温水洗浄便座を表示する。</p> <p>◎必要に応じて、音声による案内・誘導を行うことが望ましい。</p>	→【図 13-4】
警報装置	<p>◎視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備える。</p>	

男女共用トイレ	<p>◎視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用及び性的マイノリティの利用に配慮し、男女が共用利用できる便所を設ける。</p> <p>◎男女が共用利用できる便所を設ける際は、男女共用であることを、文字や図記号等により、分かりやすく示す。</p> <p>◎手洗器には、光感知式又はレバー式の給水栓を設置する。</p>	
大便器のあるブース	<p>☆ベビーチェア及び幼児用便座を設ける。</p> <p>☆暖房便座、温水洗浄便座を設置する。</p>	
その他の注意事項	<p>☆使いやすいフラッシュバルブは、センサー併用式である。</p> <p>☆手荷物置き場又はフックを設置する。</p> <p>◎ペーパーホルダーは2連式又は補充式等を手の届きやすい位置に設ける。</p> <p>◎小便器や洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。</p> <p>◎便所の位置を知らせるため、音声案内装置を設置することが望ましい。</p>	

（車椅子使用者用便所）

配置	<p>◎便所内に車椅子使用者用便所を複数設ける場合には、便器へのアプローチ方向が右からのものと左からのものの両方が設置されるようにする。</p> <p>◎公園内に複数の便所を設ける場合、全てに車椅子使用者用便所を設置する。</p> <p>◎男女共用の車椅子使用者用便所を設置した上で、簡易型車椅子使用者用便所を男女別に設置する。</p> <p>◎清掃や介助などのサービスが行き届くよう、有人施設と合築する。</p>	
設備機器	<p>◎介助用ベッドを設ける。</p> <p>◎便器に背もたれを設置する。</p> <p>◎非常用呼出しボタンは、管理所等でも確認できるようにし、ボタンを押すスタイルと、ひもを引くスタイルの両方を設置する。また、点字表示を行う。</p> <p>☆障害の度合いが重くなると介助が必要となる。異性介助者への配慮として、出入口は共用部分又は屋外に面した位置に設ける。介助者の荷物置き場にも配慮する。</p>	

(一般便所)

戸	<p>◎一般便所の戸は、開閉や施錠等について、だれもが使いやすいものとする。</p> <p>◎便所の戸は内開きとする。内開き戸にする場合は、便所の境壁の天井との間に開きを設け、使用時以外は開いているタイプが望ましい。</p> <p>◎便所使用中の表示は見やすく、分かりやすい位置に設ける。又は、使用時以外は戸が開いているようにする。</p> <p>◎弱視（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便所の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく、文字で表示する。</p>	
設備機器	<p>◎便器洗浄ボタンは、JIS S 0026 によるものをつけた便器と、光感知式のものをつけた便器の両方を設置する。</p> <p>◎ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所を1以上設け、当該便所及び便所の出入口には、その旨の表示を行う。</p> <p>◎ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行う。</p> <p>◎視覚障害者の利用に配慮し、便所内の配置、設備の使い方などをできるだけ統一する。</p> <p>◎子どもの利用が特に多い公園では、必要に応じて、幼児用便器・幼児用便座の設置を検討する。また、子ども等の利用に配慮し、高さ55cm程度、奥行き45cm程度（吐水口に手が届きやすい）の洗面器の設置を検討する。</p>	→JIS S 0026 資料《各種規格等》参照

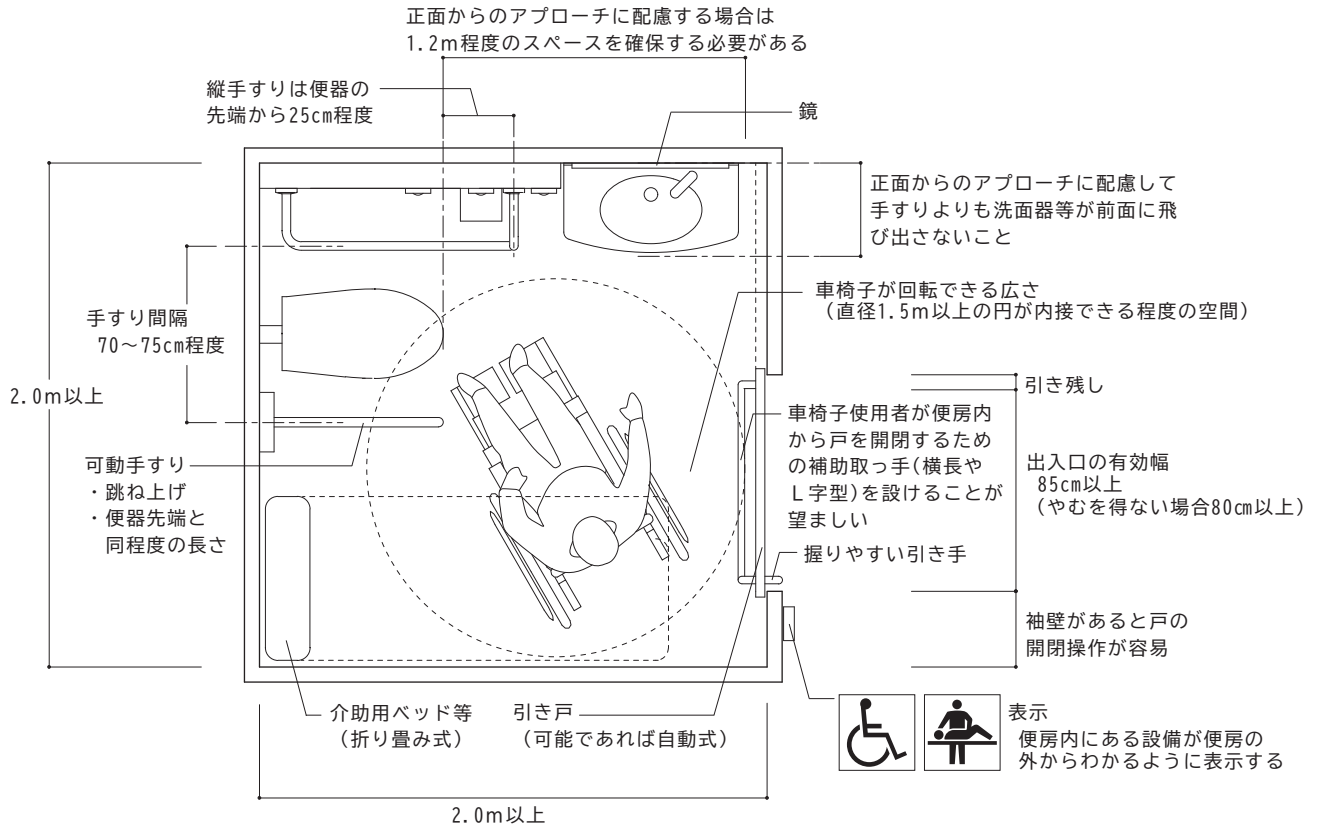
(車椅子利用者用便所のない一般便所の構造等)

	<p>☆複数の便所を設ける場合、大便器のある室の1以上にベビーチェアを設ける。</p>	
--	---	--

(その他)

	<p>☆便所内に洗面所を設ける場合には、高齢者、障害者等が使いやすいよう配慮する。</p> <p>☆ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、非常用呼び出しボタンは JIS S 0026 の規格を準用するものとする。</p> <p>☆その他、建築物（集合住宅以外）「8 便所（トイレ）」を参照する。</p>	<p>→【図 13-9】</p> <p>→【図 13-8】</p>
--	---	-----------------------------------

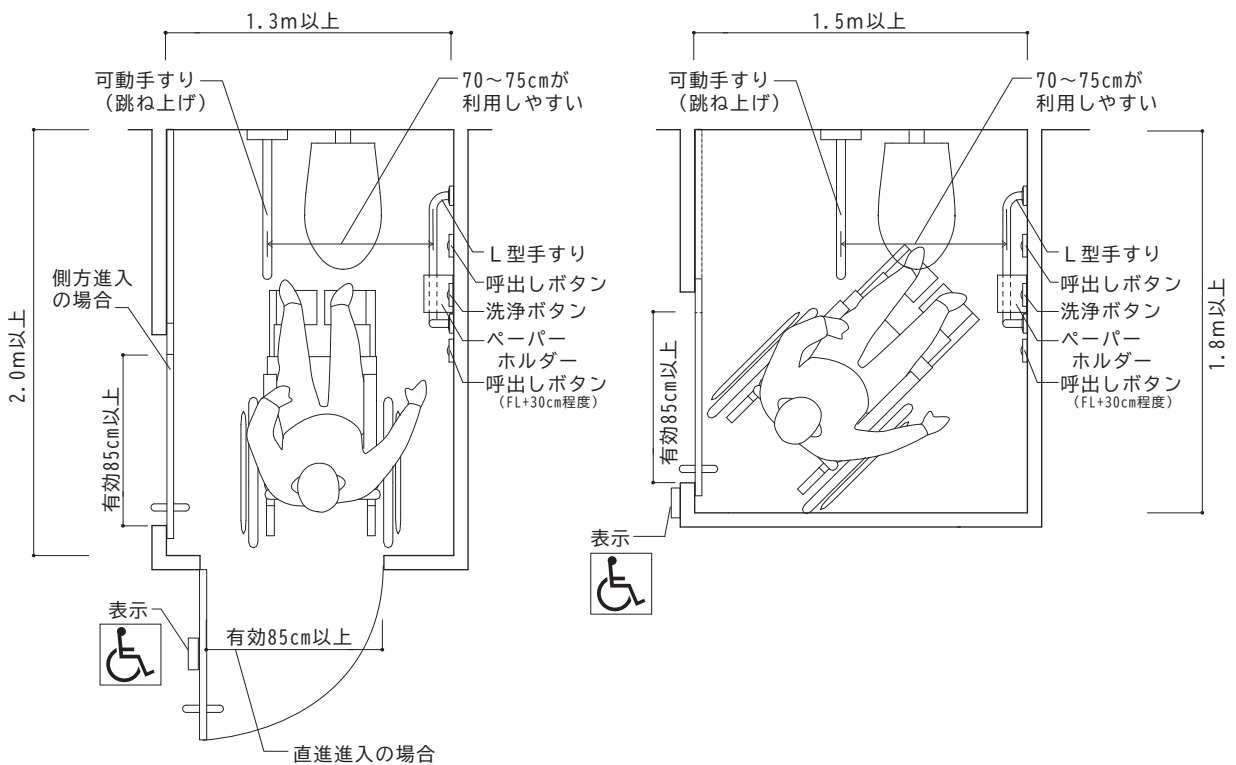
【図13-1】 車椅子使用者用便房の例（内法2.0m×2.0m以上の場合）



【図13-2】 簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

■側方進入の場合



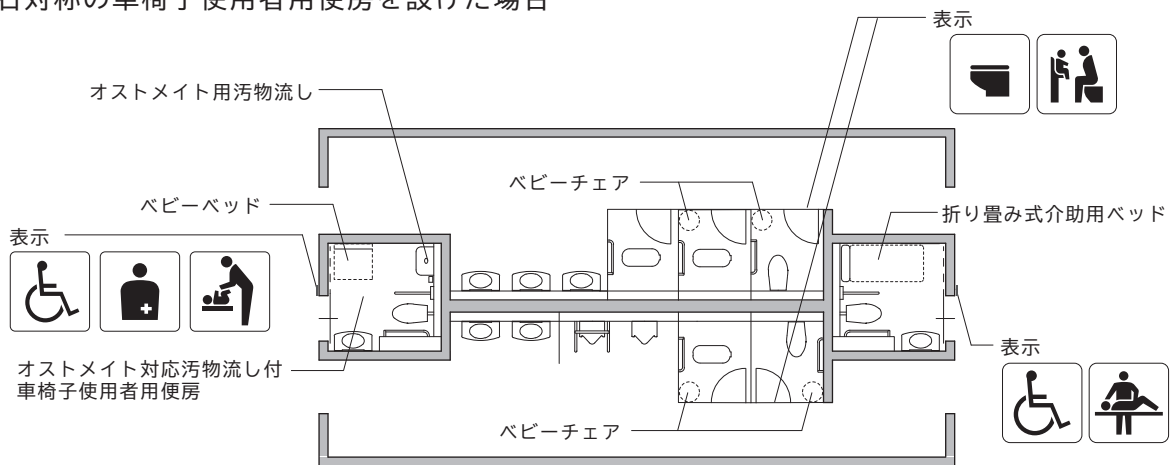
【図13-3】 便房設備の表示例



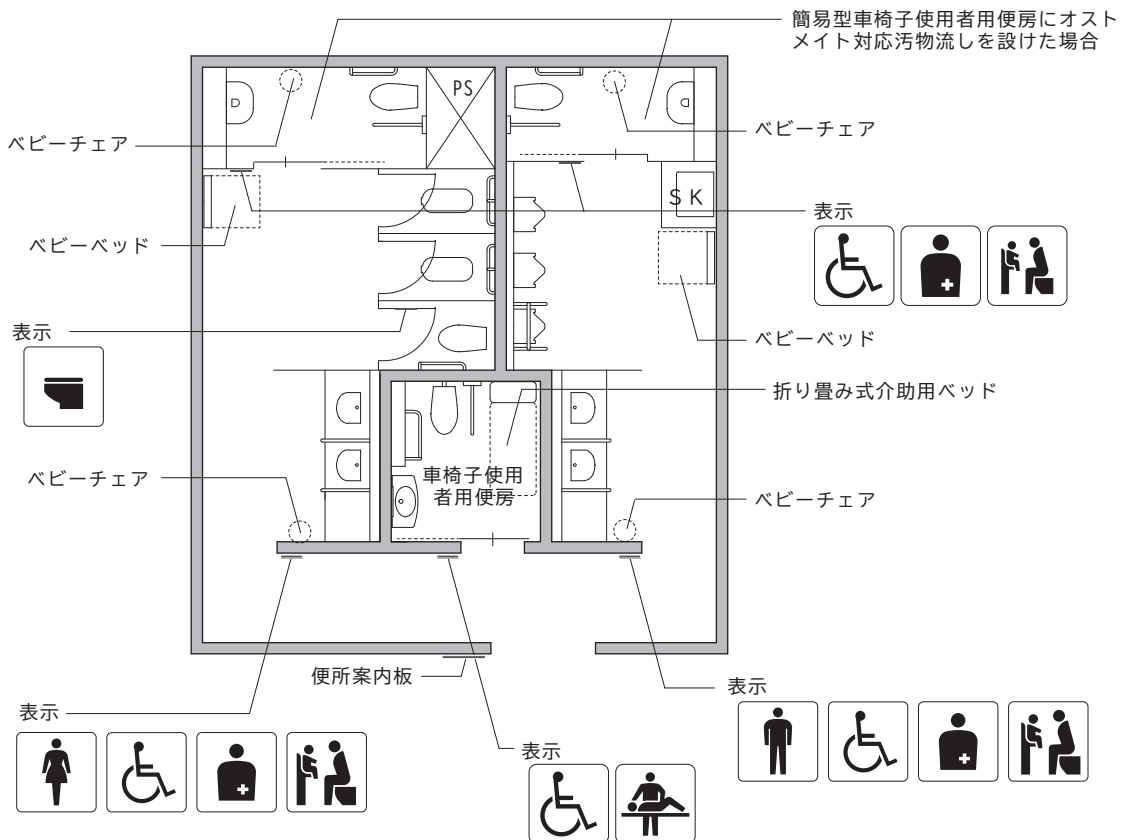
- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。

【図13-4】 車椅子使用者用便房を設けた便所の例

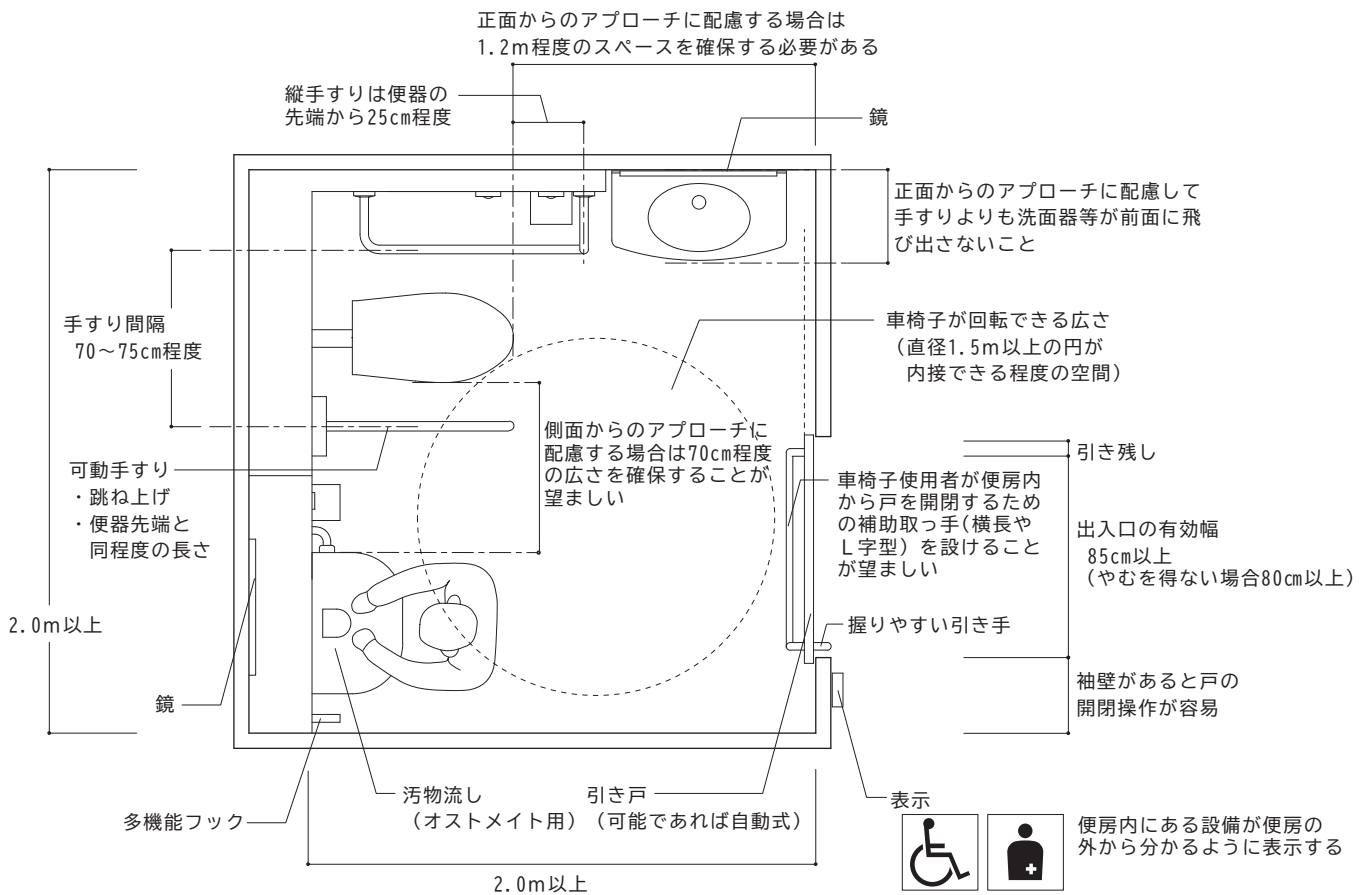
■左右対称の車椅子使用者用便房を設けた場合



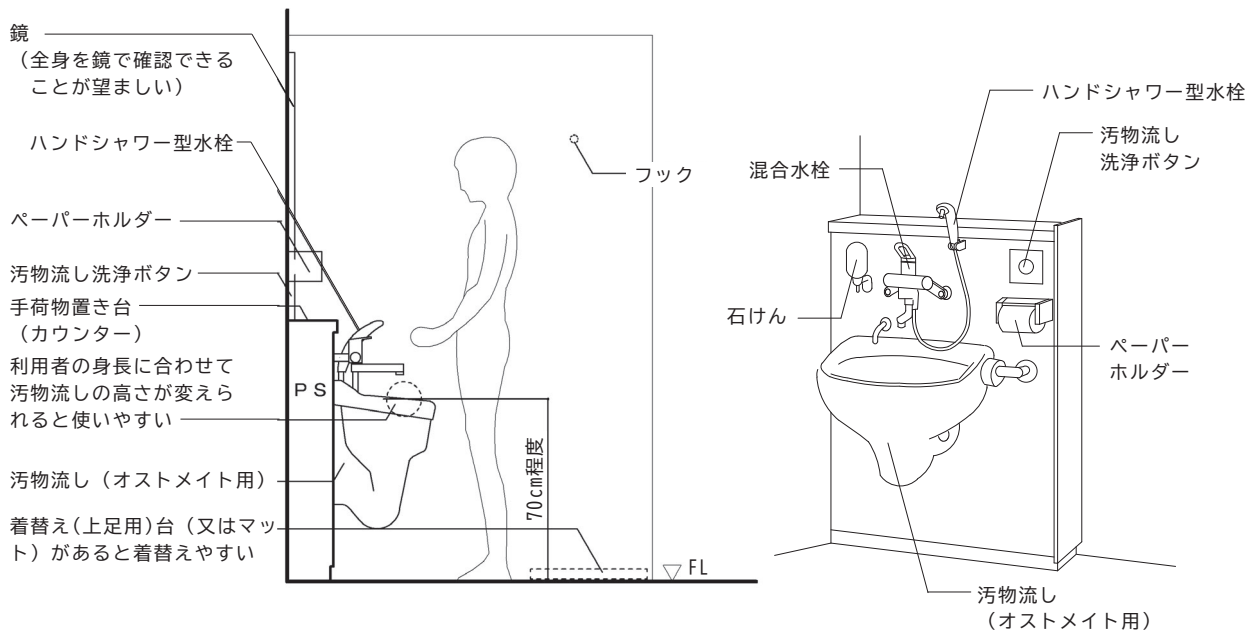
■車椅子使用者用便房を1つ設けた場合



【図13-5】車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例

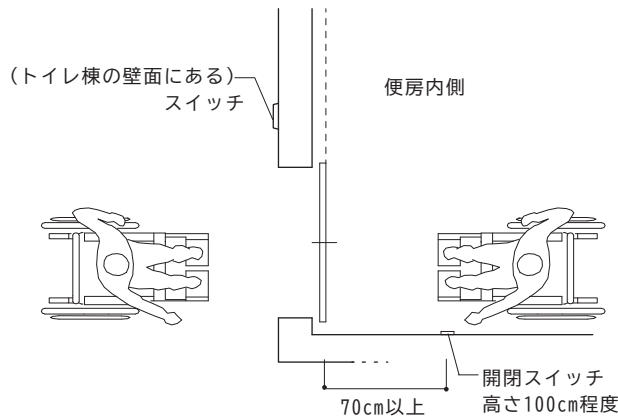


【図13-6】オストメイト用汚物流しの例

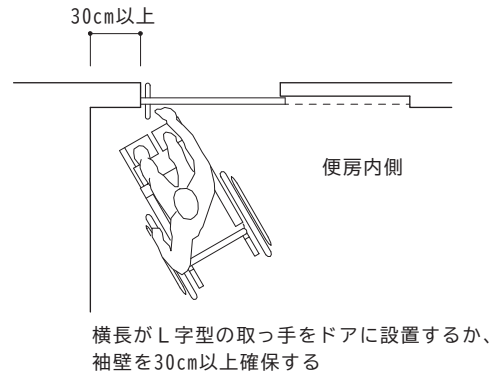


【図13-7】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

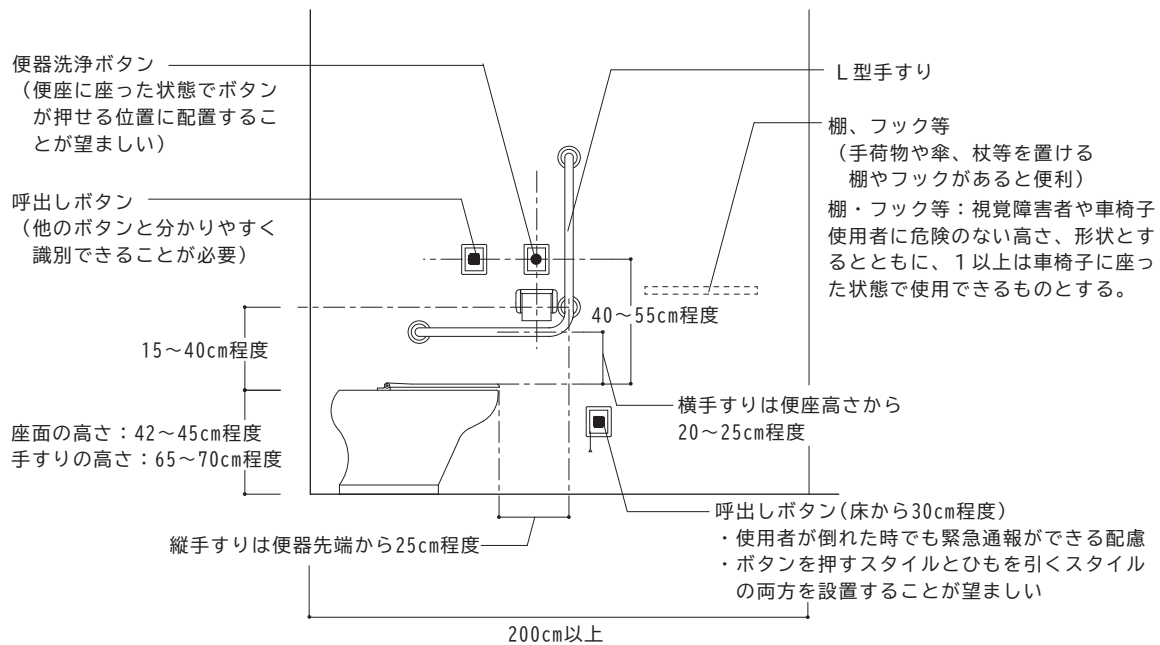
■自動ドア（引き戸）の場合



■手動ドア（引き戸）の場合

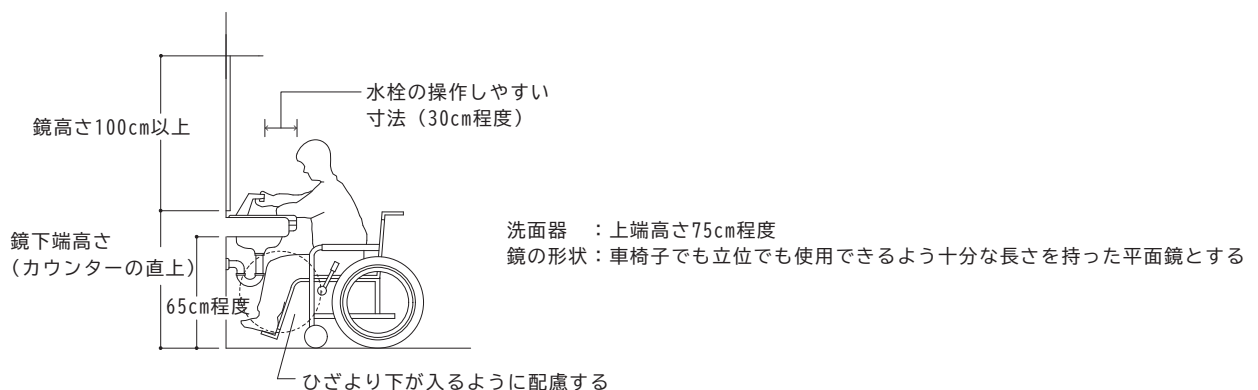


【図13-8】 ボタンの配置例

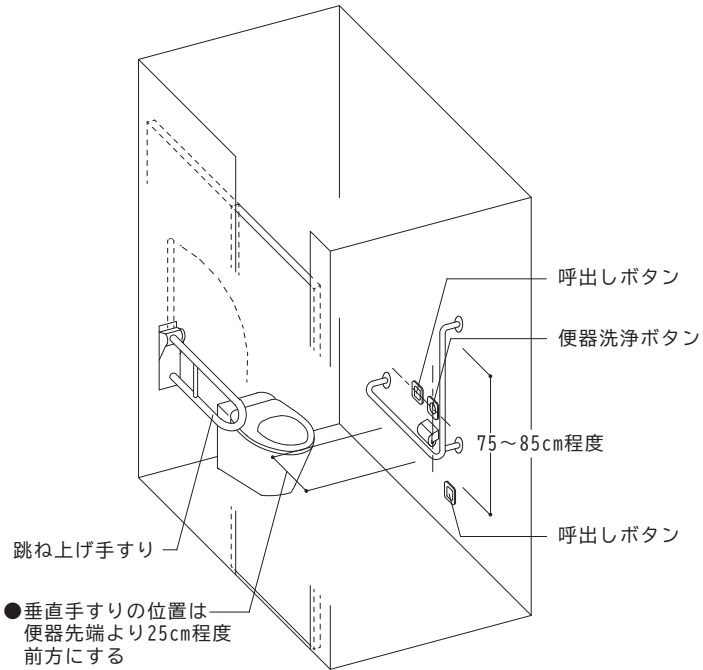


※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図13-9】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台



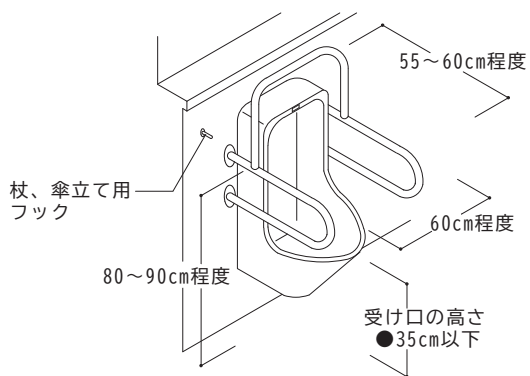
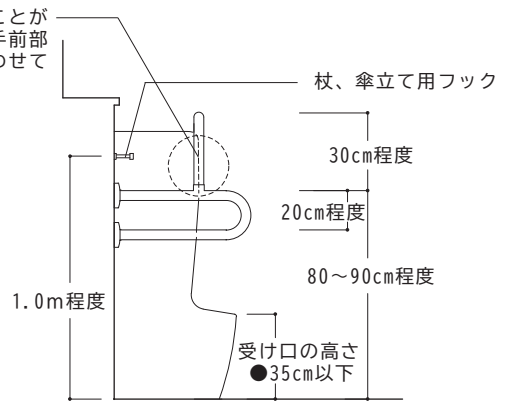
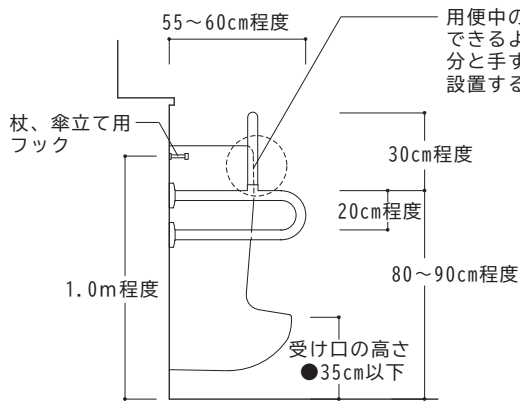
【図13-10】大便器の手すりの例



【図13-11】小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口

■床置き式ストール



14 屋根付広場

【基本的考え方】

屋根付広場は、広場の上空を屋根で覆った建築物であり、壁がないため周辺と一体的に広場として利用される施設である。雨天時でも広場の利用が可能であり、日陰のある休憩スペースとしても利用される施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮する必要がある。

遵守基準	整備基準
屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。	
ア	出入口の幅は、1.2m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
イ	出入口には、段差を設けないこと。ただし、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
ウ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

	◆屋根付き広場を設ける場合は、そのうち1以上は、整備基準に適法したものとする。	
出入口	◆出入口の有効幅は、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう1.2m以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とする。	
段	◆車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。	
広さ	◆屋根付き広場には、車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保する。 ◆広場は、車椅子使用者等が円滑に利用できるよう、平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装とする。	

15 野外劇場・野外音楽堂

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が座席まで円滑に到達し観覧できるよう、出入口や通路の幅等を確保するとともに、車椅子使用者等のための観覧スペースを設ける。

遵守基準	整備基準
野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。	同左
ア 出入口の幅は、1.2m以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	ア 同左
イ 出入口及び通路には、段差を設けないこと。ただし、「5 傾斜路」に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	イ 同左
ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保すること。	ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動することができる広さを確保すること。
エ 通路の幅は、1.2m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80cm以上とすることができる。	エ 同左
オ 縦断勾配は、5/100以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8/100以下とすることができる。	オ 同左
カ 横断勾配は、1/100以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2/100以下とすることができる。	カ 同左
キ 路面は、平坦で、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。	キ 同左
ク 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、「13 便所」の遵守基準を準用する。	ク 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、「13 便所」に定める便所の整備基準を準用する。
ケ 計画収容者数が200以下の場合は計画収容者数に1/50を乗じて得た数※1以上、計画収容者数が200を超える場合は計画収容者数に1/100を乗じて得た数※1に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペース等※2を設けること。	ケ 同左
コ 車椅子使用者用観覧スペース等※2は、次に掲げる構造とすること。	コ 同左
(ア) 幅は90cm以上とし、奥行きは1.2m以上とすること。	(ア) 同左
(イ) 車椅子使用者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。	(イ) 段差を設けないこと。
(ウ) 車椅子使用者等が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者等の転落を防止するための設備を設けること。	(ウ) 同左
(I) 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン(可視線)に配慮した位置に設けること。	(I) 同左

※1 1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数

※2 車椅子使用者等が円滑に利用することができる観覧スペース

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

傾斜路	●段差を設ける場合は両側に手すりを設ける。 ●傾斜路を設ける場合は、「5 傾斜路」の整備基準を準用する。	
便所	●便所を設ける場合は、「13 便所」の整備基準を準用する。	
車椅子使用者用 観覧スペース	●建築物（集合住宅以外）「18 観覧席・客席」の整備基準を準用する。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

出入口	◎出入口の内外に 1.5m×1.5m以上の広さの水平面を設ける。	
スペース	◎通路の交差点や端部に車椅子使用者が回転できる広さとして、1.5m×1.5m以上の広さを確保する。	
有効幅	◎通路の有効幅は 1.8m以上とする。	
表示	◎勾配のある通路の終始点に勾配を示す標識を設置する。	
車椅子使用者用 観覧スペース	◎車椅子使用者が観覧場所を選択できるよう、水平方向及び垂直方向に分散させて、複数の箇所に設置する。 ◎車椅子使用者用観覧スペースの隣には同伴者用座席を確保する。 ◎隣接観覧スペースとの境界には、同伴者等の行動に支障になる柵等を設けない。 ◎車椅子使用者の視野は妨げない。細かくても強固な部材や強化ガラス等の透明な部材を使用するなど工夫する。 ◎車椅子使用者用観覧スペースがほかの観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。 ◎通路と観覧席等に高低差が生じる部分には、5cm 以上の立ち上がりを設け、危険性が高い場合は高さ 110cm 以上の柵を設ける。 ◎車椅子使用者用観覧スペースの前列の観客が立ち上がった場合でも、車椅子使用者が観覧できるための配慮をする。 ◎ステージと一体的な専用の観覧席・客席を設けない場合についても、車椅子使用者用観覧スペースは、サイトラインに配慮した位置に設ける。 ◎緊急避難等も配慮して配置する。 ◎通路から車椅子使用者用観覧スペースに入る手前に 1.5m×1.5m以上の広さの水平面を設ける。 ◎車椅子使用者用観覧スペースには、障害者優先の旨を床面等に国際シンボルマークで表示する。 ◎車椅子使用者用観覧スペースは、車椅子使用者のグループ利用を考慮し、少なくとも 3 以上設ける。 ◎車椅子使用者用観覧スペースは、少なくとも同時に 2 以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。 ◎通常的車椅子よりも大きなリクライニング式的車椅子等の使用者にも対応するため、奥行き 140cm 以上の車椅子使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。	
その他の 注意事項	◎野外劇場、野外音楽堂のステージには、勾配が 5%以下のスロープを設ける。スロープを設けるスペースがない場合、簡易なリフトを設置する。	

(ソフト面の工夫)

	◎既存施設等において、車椅子使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮を行う。	
--	---	--

16 公園内建築物・屋内設備

【基本的考え方】
公園内建築物・屋内設備は全ての人に利用しやすいものとする。

遵守基準	整備基準
便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物（管理事務所等）並びに屋内設備は、別表第3に定める建築物の遵守基準を準用する。ただし、当該建築物内に便所を設置する場合には、「13 便所」の遵守基準を準用する。	便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物（管理事務所等）並びに屋内設備は、別表第2に定める建築物の遵守基準を準用する。ただし、当該建築物内に便所を設置する場合には、「13 便所」の整備基準を準用する。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

	◆建築物の各項目を準用する。ただし、便所は「13 便所（トイレ）」を準用する。	
--	---	--

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

	◎ベビーチェア、おむつ替えのためのベビーベッド、授乳室等の子育て環境の整備に努める。	
--	--	--

17 公園内運動施設

【基本的考え方】
 高齢者、障害者等も無理なくスポーツを楽しんだり、健康増進ができるような施設整備を行う。
 また、競技施設だけでなく、更衣等の準備、休憩、観戦等のための施設についても配慮する。

整備基準	
(1)	園内運動施設の出入口の構造については、「1 出入口」の整備基準を準用する。
(2)	園内運動施設には、車椅子使用者等が休憩し、又は待機することができる場所を設けること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

出入口・通路	◇「1 出入口」、「3 園路」の整備基準に準じた整備を行う。	
戸	◇戸を設ける場合は、有効幅 90cm 以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。	
テニスコート	◇日よけ等を設ける。 ◇日よけの下には、車椅子使用者でも休憩できるスペースを設ける。 ◇車椅子使用者でも接近しやすい構造とする。 ◇全天候型の舗装とする。	
弓道場	◇車椅子使用者でも接近しやすい構造の射場を入り口近くに 1 箇所以上設置する。 ◇射場と的までの通路、待機場所から射場までの通路は、幅は 1.8m 以上で段差のない構造とする。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

出入口・通路	◎運動施設までのアクセス経路だけでなく、車椅子使用者等が競技や観戦ができるよう、施設内の通路、クラブハウス、便所、休憩所等への経路を主要な園路に接続する。	
グラウンド・コート	◎審判台やベンチ周りについては、車椅子使用者の通行が可能となるよう、ゆとりある広さを確保する。	
更衣室等	◎更衣室、休憩室、練習場所には車椅子使用者等に配慮した 1.5m × 1.5m 以上の広さの水平面を設ける。 ◎休憩所は、日除け、雨除けとなる屋根のあるものを設ける。	→建築物「16 更衣室・脱衣室」参照
観覧席	◎観覧席を設ける場合には「15 野外劇場・野外音楽堂」に準じた整備を行う。	
弓道場	☆通路には雨天でも利用しやすいように、屋根・ひさしを設ける。	
水泳プール	☆建築物（集合住宅以外）「23 プール」を参照する。	
野球場	☆グラウンドソフトボール等の利用がしやすいように、ポイント杭を設置する（壘間 1.8m）。詳細は、「グラウンドソフトボール競技規則」（全日本グラウンドソフトボール連盟）参照。	

18 券売機・電話ボックス

【基本的考え方】
 券売機、電話ボックスを設ける場合には、全ての人が利用しやすいものとする。

整備基準	
(1) 券売機を設ける場合の構造については、「公共交通施設の18 駅舎等の券売機」の整備基準を準用する。	
(2) 電話ボックスを設ける場合には、そのうち1以上を車椅子使用者が利用することができる構造のものとし、出入口、売店付近又は主要な園路に接する平坦な位置に設けること。	

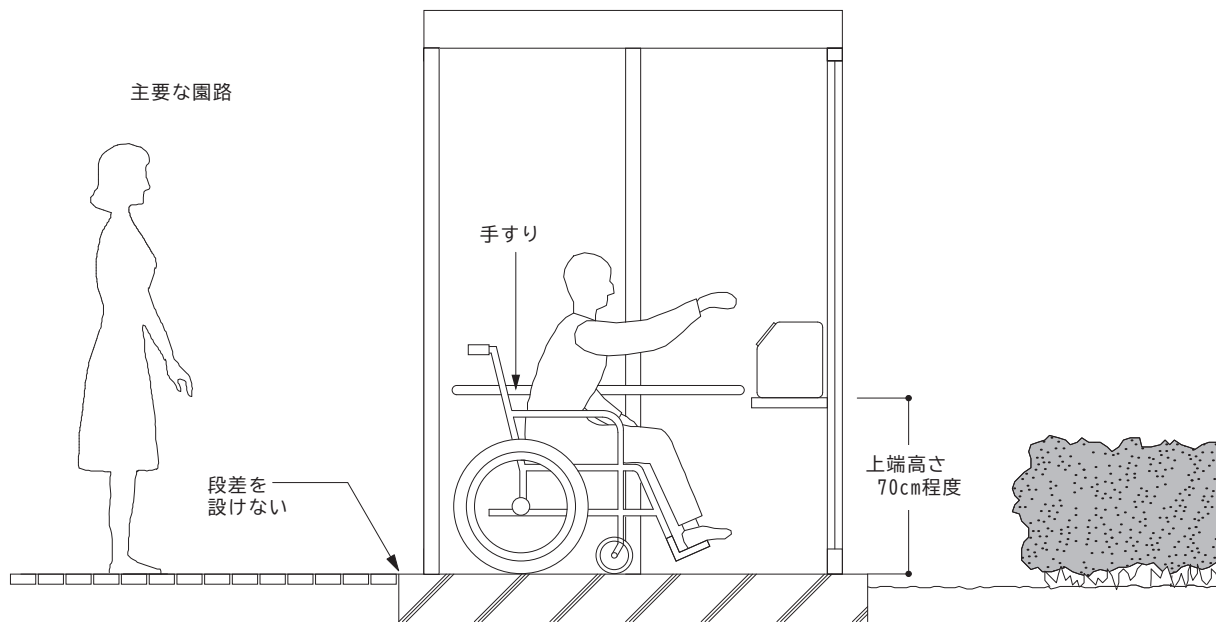
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

電話ボックス	◇出入口に段差を設けない。 ◇周りには、車椅子使用者が転回できる平坦な部分（水勾配程度まで）を設ける。 ◇ボックス型以外の公衆電話を管理事務所などに設ける場合は、建築物（集合住宅以外）「26 公衆電話」を参照する。	→【図18-1】
--------	---	----------

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

その他	☆公園内に自動販売機を設置する場合は、全ての人が容易に利用できる平坦な場所に、金銭投入や商品の取り出しが容易にできるものを設ける。	
-----	---	--

【図18-1】電話ボックスの整備例



19 その他の配慮

【基本的考え方】
 全ての人が見覚、聴覚、触覚、嗅覚（きゆうかく）等により、自然環境等を感じ、楽しめるようにする。また、多様な年齢層の人が能力の差異に応じて楽しめるような施設整備を行う。

整備基準
利用者が視覚、聴覚、触覚、嗅覚（きゆうかく）等により、自然環境等を感じることができるような空間、施設等を配置すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備
 （遊具など）

その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◇利用者が楽しめるような遊びの要素（ブランコ等の遊具だけでなく、その施設の機能以外の要素も遊びの対象になることを含む）を取り入れる。 ◇遊びの要素は、配置、形態、スケール、安全に配慮する。 ◇日時計、緑陰、樹木の成長など時間の変化を感じられるようにする。 ◇自然の地形をできるだけ生かした施設配置をする。 ◇全ての人が見たい楽しめるように、施設等の組み合わせを総合的に配慮する。
----------	---

（視覚、聴覚、触覚、嗅覚により、自然環境等を感じられる整備例）

視覚	<ul style="list-style-type: none"> ◇風景の変化や展望を楽しめる構造にする。 ◇植栽や造形物などの色彩や表面の質感の対比や調和をとる。 ◇花の咲く植物、紅葉する樹木などを植え、季節を感じられるようにする。
聴覚	<ul style="list-style-type: none"> ◇鳥のさえずり、虫の音、木々のざわめき、水音などの音を感じられるようにする。 ◇音の変化は視覚障害者にとって、楽しむだけでなく案内誘導の役割にもなる。
触覚	<ul style="list-style-type: none"> ◇樹木、草花、造形物、遊具、水等はレイズドベット式（車椅子使用者等が触れるよう地面より高くする方式）にするなど、直接手や足などで触れられるような構造にする。 ◇風、木もれ日などを体全体で感じられるようにする。
嗅覚	<ul style="list-style-type: none"> ◇香りの広がりや変化に考慮した植物を植える。

出入口	◎出入口等については「1 出入口」の整備基準に準じた整備を行う。	
遊具	<p>◎遊具の周辺には、車椅子使用者が遊具に近づいたり乗り移ったりしやすいよう 150cm×150cm 以上の広さを確保する。</p> <p>◎車椅子に乗ったままでも使用できる遊具を設置する。</p> <p>◎音が出る遊具など、聴覚でも楽しめる遊具を設置する。</p> <p>◎遊具から飛び降りて着地する部分の地表は、衝撃の小さい材質で舗装する。また、万一の落下を想定し、登はん系遊具や揺動系遊具等の地面についても同様とする。</p> <p>◎砂場は、車椅子使用者も遊べるよう、テーブル状のものなどを設ける。</p> <p>◎徒渉池は、車椅子使用者も入れるよう、深さ 30cm 以下とし、岸辺等にスロープや手すりを設ける。</p>	
設備	<p>◎車椅子使用者に対応した花壇や作業台等を設ける場合は、70～80cm の高さで下部に凹みのある形態とする。</p> <p>◎主要な観賞地点には、便所、水飲み、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。</p>	
表示	<p>◎子どものスケールに合ったベンチや野外卓、パーゴラ等を設ける。</p> <p>◎遊具広場の近くでは、便所、水飲み、手洗い場、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。</p> <p>◎樹名板、説明板などは、表示内容が分かりやすいよう、文字の大きさや色調等を工夫するほか、平仮名や多言語で表記する</p>	
その他の注意事項	<p>◎遊具ごとに利用方法を説明した解説板を設置する。</p> <p>◎表示は児童等に認識できる文字や絵文字（ピクトグラム）を使用する。</p> <p>◎危険箇所については、転落防止柵や立ち上がりなどを設ける。</p> <p>◎遊具広場の近傍の便所には、ベビーベッド、子どもも使える便器や洗面器を設置する。</p>	

20 手すり

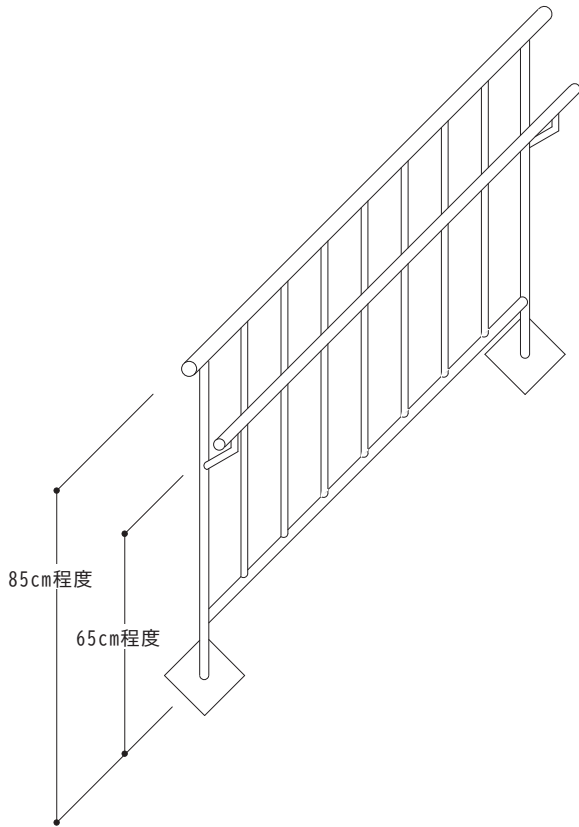
【基本的考え方】

手すりは、高齢者・障害者等の誘導、落下防止、移乗動作の補助として有効な設備である。目的に応じた形状、材料等で堅固に設置する。

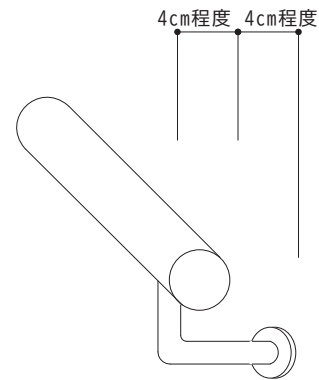
■必要な整備

寸法	・高さは85cmと65cm前後のものを2本設ける。	→【図 20-1】
形状	・円形で、外径は4cm（高さ85cm）と3cm（高さ65cm）程度とする。	
材料	・耐久性を考慮した材質とし、表面の凹凸がなく握りやすい形状のものとする。	
取付位置	・壁面等に取り付ける場合、壁面等との空きは4cm程度とし、下側で支持する。 ・階段及び傾斜路の起終点より、45cm以上平坦に延長し、端部は下方又は壁面方向に曲げる。	→【図 20-2】 →【図 4-1】 【図 5-1】 【図 20-3】 【図 20-5】
点字表示	・端部及び要所には、現在位置などを点字で表示する。 ・周辺の状態に合わせて、利用者の役に立つ情報を表示する。 ・点字は2～3行で、すぐに分かる程度の内容が望ましい。 ・矢印を用いてその方向に何があるかを示すことも良い。 ・表示方法は、JIS T 0921規格に合わせたものとする。 ・点字内容を文字（墨字）で併記する。 ・点字は、はがれにくいものとする。	→【図 20-4】
その他の注意事項	・手すりは乗り越えや転落防止に十分配慮する。	

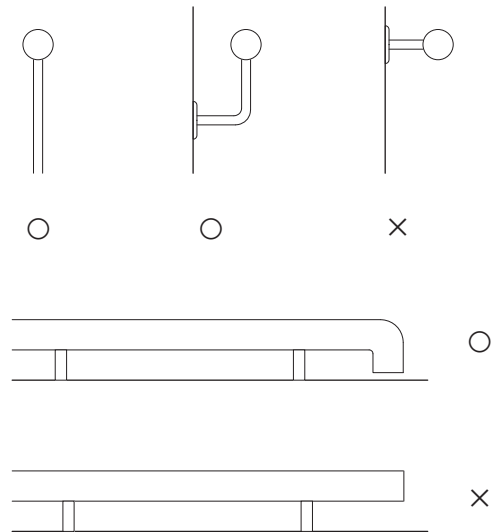
【図20-1】手すりの高さ



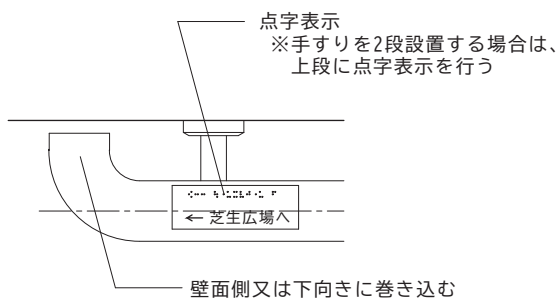
【図20-2】手すりを壁面等にとりつける場合の位置



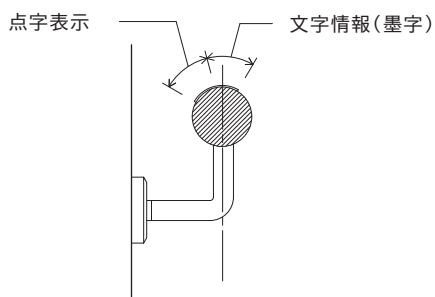
【図20-3】手すりの形状



【図20-4】手すりの端部と点字表示の例



金属プレートは浮かないように配慮する
(手を切る恐れがある)



※JIS T 0921参照

【図20-5】手すりの水平部分との位置関係

